

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成27年4月1日
(第44期) 至 平成28年3月31日

株式会社タカラレーベン

東京都新宿区西新宿二丁目6番1号

(E03997)

目次

頁

表紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 沿革	3
3. 事業の内容	4
4. 関係会社の状況	6
5. 従業員の状況	7
第2 事業の状況	8
1. 業績等の概要	8
2. 生産、受注及び販売の状況	10
3. 対処すべき課題	11
4. 事業等のリスク	11
5. 経営上の重要な契約等	12
6. 研究開発活動	12
7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	12
第3 設備の状況	15
1. 設備投資等の概要	15
2. 主要な設備の状況	15
3. 設備の新設、除却等の計画	16
第4 提出会社の状況	17
1. 株式等の状況	17
(1) 株式の総数等	17
(2) 新株予約権等の状況	18
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	29
(4) ライツプランの内容	29
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	30
(6) 所有者別状況	30
(7) 大株主の状況	31
(8) 議決権の状況	32
(9) ストックオプション制度の内容	33
2. 自己株式の取得等の状況	35
3. 配当政策	36
4. 株価の推移	36
5. 役員の状況	37
6. コーポレート・ガバナンスの状況等	43
第5 経理の状況	48
1. 連結財務諸表等	49
2. 財務諸表等	92
第6 提出会社の株式事務の概要	107
第7 提出会社の参考情報	108
1. 提出会社の親会社等の情報	108
2. その他の参考情報	108
第二部 提出会社の保証会社等の情報	109

[監査報告書]

[内部統制報告書]

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年6月27日
【事業年度】	第44期（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）
【会社名】	株式会社タカラレーベン
【英訳名】	Takara Leben CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 最高経営責任者（CEO） 島田 和一
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿二丁目6番1号
【電話番号】	（03）5324-8720
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員経営企画室長 北川 智哉
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿二丁目6番1号
【電話番号】	（03）5324-8720
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員経営企画室長 北川 智哉
【縦覧に供する場所】	株式会社タカラレーベン北関東支店 （埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目272番地） 株式会社タカラレーベン横浜支社 （神奈川県横浜市西区北幸一丁目11番7号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第40期	第41期	第42期	第43期	第44期
決算年月		平成24年 3月	平成25年 3月	平成26年 3月	平成27年 3月	平成28年 3月
売上高	(百万円)	55,191	64,907	71,963	76,956	76,268
経常利益	(百万円)	5,071	5,792	9,181	8,540	6,708
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	3,681	4,074	5,869	5,718	4,308
包括利益	(百万円)	3,692	4,084	5,869	5,744	4,266
純資産額	(百万円)	21,138	24,147	27,138	31,189	33,677
総資産額	(百万円)	70,277	75,013	95,891	101,738	129,744
1株当たり純資産額	(円)	683.33	201.90	237.53	279.11	304.71
1株当たり当期純利益金額	(円)	116.49	33.61	50.64	50.61	38.99
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	(円)	—	33.58	50.53	50.44	38.82
自己資本比率	(%)	30.1	32.2	28.2	30.6	25.8
自己資本利益率	(%)	18.6	18.0	22.9	19.7	13.3
株価収益率	(倍)	6.7	10.9	6.3	12.7	17.1
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	11,464	875	22,996	△8,155	2,428
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△792	△1,590	△4,568	△7,998	△19,816
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△2,685	1,229	△366	6,314	19,663
現金及び現金同等物の 期末残高	(百万円)	17,377	17,893	35,954	26,114	28,390
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	351 (66)	398 (88)	437 (83)	551 (92)	613 (96)

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第40期は潜在株式がないため記載しておりません。

3. 平成25年7月1日付で普通株式1株当たり4株の割合で株式分割を行いました。第41期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

4. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第40期	第41期	第42期	第43期	第44期
決算年月	平成24年 3月	平成25年 3月	平成26年 3月	平成27年 3月	平成28年 3月
売上高 (百万円)	51,502	60,502	67,158	68,819	65,496
経常利益 (百万円)	4,685	5,360	8,672	8,137	6,369
当期純利益 (百万円)	3,552	3,726	5,516	5,401	4,336
資本金 (百万円)	4,819	4,819	4,819	4,819	4,819
発行済株式総数 (株)	33,386,070	33,386,070	130,000,000	128,000,000	126,000,000
純資産額 (百万円)	19,701	22,283	24,920	28,560	31,158
総資産額 (百万円)	67,904	72,025	92,565	93,130	120,003
1株当たり純資産額 (円)	636.87	186.29	218.08	255.53	281.83
1株当たり配当額 (円)	13.00	15.00	5.00	6.00	13.00
(内 1株当たり中間配当額)	(4.00)	(5.00)	(1.50)	(2.00)	(4.00)
1株当たり当期純利益金額 (円)	112.41	30.75	47.60	47.81	39.24
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	—	30.72	47.49	47.65	39.07
自己資本比率 (%)	29.0	30.9	26.9	30.6	25.8
自己資本利益率 (%)	19.3	17.8	23.4	20.2	14.6
株価収益率 (倍)	6.9	11.9	6.7	13.5	17.0
配当性向 (%)	11.6	12.2	10.5	12.6	33.1
従業員数 (人)	200	219	244	262	284
(外、平均臨時雇用者数)	(19)	(6)	(1)	(3)	(2)

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 第40期 1株当たり年間配当額13円は40周年記念配当 2円を含んでおります。

3. 潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額については、第40期は潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

4. 平成25年 7月 1日付で普通株式 1株当たり 4株の割合で株式分割を行いました。第41期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額を算定しております。

2 【沿革】

昭和47年9月	東京都板橋区大和町に「株式会社宝工務店」を資本金170万円にて設立。
昭和48年1月	宅地建物取引業東京都知事(1)第23405号の免許を取得し、不動産業を開始。
昭和49年5月	板橋区中板橋に本社移転。
昭和50年6月	板橋区中板橋に本社用ビル「第一宝ビル」を購入。
昭和50年8月	建設業東京都知事許可(般-50)第37608号を取得。
昭和54年6月	第一宝ビルに本社移転。
昭和57年3月	埼玉県与野市(現さいたま市)に賃貸物件(12戸)を購入し賃貸事業を開始。
昭和60年9月	貸金業東京都知事(1)第05714号の許可を取得。
昭和61年5月	販売、仲介業務拡大のため「株式会社宝住販」を設立。
昭和63年4月	不動産管理会社「株式会社宝管理」を設立。
平成元年5月	株式会社宝住販が宅地建物取引業東京都知事免許より建設大臣免許(1)第3900号に変更。
平成6年5月	株式会社宝住販マンション事業部開設。
平成6年6月	自社分譲マンション「レーベンハイム」シリーズを販売開始。
平成8年2月	株式会社宝管理を「株式会社レーベンコミュニティ」に商号変更。
平成11年8月	宅地建物取引業建設大臣免許取得、免許証番号建設大臣(1)第5924号。
平成11年9月	株式会社宝住販を吸収合併。
平成12年1月	東京都より不動産特定共同事業の認可を取得、許可番号東京都知事第33号。
平成12年10月	商号を株式会社宝工務店から「株式会社タカラレーベン」に変更。
平成13年8月	本社を東京都豊島区に移転。
平成13年11月	JASDAQ市場に上場。
平成13年12月	融資取次事業「株式会社タフコ」を設立。
平成15年4月	東京証券取引所市場第二部に上場。
平成16年3月	東京証券取引所市場第一部に上場。
平成16年11月	介護事業「株式会社アズパートナーズ」を設立。
平成17年6月	一般建設業許可を特定建設業許可(特-17)第37608号に変更。
平成17年9月	信託受益権販売業登録、関東財務局長(売信)第241号。
平成18年5月	本社を東京都新宿区の新宿住友ビルに移転。
平成20年8月	債権管理回収事業「丸の内債権回収株式会社」を子会社化。
平成21年3月	「株式会社アズパートナーズ」の株式一部売却に伴い、連結子会社から持分法適用関連会社へ異動。
平成21年9月	北関東支店を開設。
平成22年4月	自社施工による戸建分譲事業を開始。
平成22年5月	日本初のライツ・イシューによる増資を完了。
平成24年4月	新マンションブランド「LEBEN」発表。
平成24年10月	横浜支社を開設。
平成24年10月	賃貸管理事業「株式会社宝ハウジング(現株式会社タカラプロパティ)」を子会社化。
平成25年2月	メガソーラー事業開始。
平成25年10月	投資運用業「タカラアセットマネジメント株式会社」を設立。
平成25年10月	不動産アセットマネジメント業「タカラ投資顧問株式会社」を設立。
平成25年11月	「株式会社サンウッド」を持分法適用関連会社化。
平成26年4月	北陸営業所開設。
平成26年4月	東北営業所開設。
平成26年6月	不動産流通事業「オアシス株式会社(現株式会社タカラレーベンリアルネット)」を子会社化。
平成26年10月	「株式会社日興建設」を子会社化。
平成27年1月	東北営業所を廃止。
平成27年1月	「株式会社ライブネットホーム(現株式会社タカラレーベン東北)」を子会社化、宮城県仙台市に移転。
平成27年1月	「株式会社住宅情報館」を子会社化。
平成28年1月	「株式会社日興プロパティ」を子会社化。
平成28年4月	株式会社日興建設を「株式会社日興タカラコーポレーション」に商号変更。

3 【事業の内容】

当社グループは、当社、連結子会社11社及び関連会社1社によって構成され、首都圏を中心に不動産事業を展開しております。

当社は、新築分譲マンション「レーベン」シリーズの企画開発及び販売を中心に行っております。

連結子会社である㈱レーベンコミュニティは、分譲マンションの総合管理事業を中心に行っております。

連結子会社であるタカラアセットマネジメント㈱は、投資運用業を中心に行っていく予定です。

連結子会社である㈱タカラレーベン東北は、東日本を中心に不動産販売事業を中心に行っております。

連結子会社である㈱タカラレーベンリアルネットは、不動産流通事業を中心に行っております。

連結子会社である㈱タカラプロパティは、賃貸管理事業を中心に行っております。

連結子会社であるタカラ投資顧問㈱は、不動産アセットマネジメント業を中心に行っていく予定です。

連結子会社である㈱タフコは、融資回収及びその他手数料業務を中心に行っております。

連結子会社である㈱日興建設は、神奈川県横浜市を中心に、総合建設業を中心に行っております。

連結子会社である㈱日興プロパティは、賃貸管理事業を中心に行っております。

連結子会社である㈱住宅情報館は、西日本を中心に、不動産販売事業、不動産管理事業等を行っております。

連結子会社である丸の内債権回収㈱は、債権管理回収業に関する特別措置法に基づく債権管理回収業務を行っております。

持分法適用関連会社である㈱サンウッドは、東京都心部をコアエリアに、新築分譲マンション等の企画開発及び販売を行っております。

従来、持分法適用関連会社でありました㈱アズパートナーズにつきましては、平成27年9月に持分の一部を売却し、持分法適用関連会社から除外しております。

(1) 不動産販売事業

当社は、首都圏郊外をコアエリアに新築分譲マンション「レーベン」シリーズ等の企画開発及び販売を行っております。また、持分法適用関連会社である㈱サンウッドは、東京都心部をコアエリアに、新築分譲マンション等の企画開発及び販売を行っております。

(2) 不動産賃貸事業

当社は、首都圏をコアエリアにアパート、マンション及びオフィス等の賃貸事業を行っております。また、連結子会社である㈱タカラプロパティ及び㈱日興プロパティにおいて、賃貸管理事業を行っております。

(3) 不動産管理事業

連結子会社である㈱レーベンコミュニティにおいて、分譲マンションの総合管理事業等を行っております。

(4) その他事業

・融資回収事業

連結子会社である㈱タフコにおいて、融資回収業務を行っております。

・債権管理回収事業

連結子会社である丸の内債権回収㈱において、債権管理回収業に関する特別措置法に基づく債権管理回収事業を行っております。

・介護事業

連結子会社である㈱レーベンコミュニティにおいて、リハビリ特化型デイサービス事業を行っております。

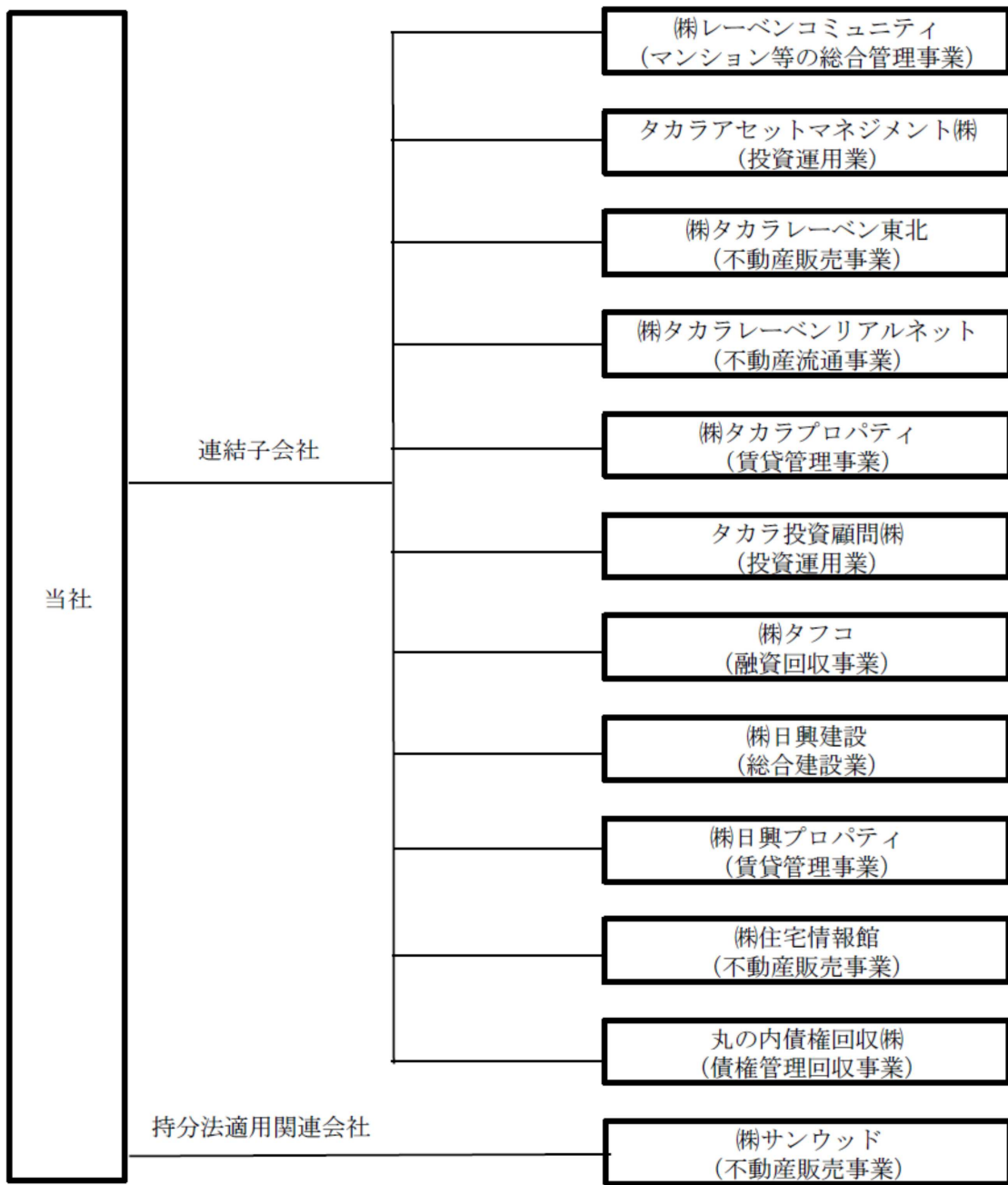
・建設事業

連結子会社である㈱日興建設において、建設事業を行っております。

・その他事業

当社グループにおいて、販売代理受託等、上記以外の事業を行っております。今後は、投資運用業、不動産アセットマネジメント業も行っていく予定です。

事業の系統図は、以下の通りです。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有 割合又は被所 有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) ㈱レーベンコミュニティ	東京都豊島区	60	不動産管理事業 (注) 1	100.0	役員の兼任あり
タカラアセットマネジメント㈱ (注) 2	東京都千代田区	150	投資運用業	100.0	役員の兼任あり
㈱タカラレーベン東北	宮城県仙台市	80	不動産販売事業 (注) 1	100.0	役員の兼任あり 資金援助あり
㈱タカラレーベンリアルネット	東京都新宿区	30	不動産流通事業	100.0	役員の兼任あり 資金援助あり
㈱タカラプロパティ	東京都豊島区	30	賃貸管理事業	100.0	役員の兼任あり
タカラ投資顧問㈱	東京都新宿区	10	投資運用業	100.0	役員の兼任あり
㈱タフコ	東京都新宿区	10	融資回収事業	100.0	役員の兼任あり 資金援助あり
㈱日興建設 (注) 3、4	神奈川県横浜市	200	総合建設業	100.0	役員の兼任あり
㈱日興プロパティ (注) 3	神奈川県横浜市	30	賃貸管理事業	100.0	資金援助あり
㈱住宅情報館	愛媛県松山市	98	不動産販売事業 (注) 1	100.0	
丸の内債権回収㈱ (注) 5	東京都千代田区	600	債権管理回収事業	99.0	役員の兼任あり 資金援助あり
(持分法適用関連会社) ㈱サンウッド (注) 7	東京都港区	1,587	不動産販売事業 (注) 1	20.8	役員の兼任あり 業務資本提携

(注) 1. 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。

2. タカラアセットマネジメント株式会社は、平成27年5月29日付で増資を行い、資本金が増加しております。

3. 平成28年1月4日付で当社の連結子会社である株式会社日興建設は、同社を分割会社として、新設分割により株式会社日興プロパティを設立し、分割の対価として株式会社日興建設が取得した同社の株式を平成28年2月1日付で当社が取得したことに伴い、株式会社日興プロパティを連結子会社といたしました。

4. 株式会社日興建設は、平成28年4月1日付で株式会社日興タカラコーポレーションに社名を変更しております。

5. 特定子会社に該当しております。

6. 株式会社アズパートナーズについては保有株式の一部を売却したため、持分法適用の範囲から除外しております。

7. 有価証券報告書を提出しております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成28年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
不動産販売事業	613 (96)
不動産賃貸事業	
不動産管理事業	
その他	
合計	613 (96)

- (注) 1. 従業員数は、就業人員であります。
 2. 従業員数欄の（ ）内は外書で、臨時従業員の年間平均雇用人数（1人あたり1日8時間換算）であります。
 3. 当社の企業集団は事業の種類毎の経営組織体系を有しておらず、同一の従業員が複数の事業の種類に従事しております。
 4. 従業員が前期末に比し62名増加したのは、主として業容拡大に伴う定期採用等によるものであります。

(2) 提出会社の状況

平成28年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
284 (2)	34.0	5.2	6,067,084

セグメントの名称	従業員数（人）
不動産販売事業	284 (2)
不動産賃貸事業	
その他	
合計	284 (2)

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数であります。
 2. 従業員数欄の（ ）内は外書で、臨時従業員の年間平均雇用人員数（1人あたり1日8時間換算）であります。
 3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 4. 当社は事業の種類毎の経営組織体系を有しておらず、同一の従業員が複数の事業の種類に従事しております。
 5. 従業員が前期末に比し22名増加したのは、主として業容拡大に伴う定期採用等によるものであります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

当連結会計年度における我が国の経済は、政府及び日銀による各種経済、金融政策を背景として、企業業績や雇用情勢に改善が見られ、緩やかながらも回復傾向にあります。しかしながら、昨今の円高進行及び中国を中心とした新興国における海外市場の先行き不透明感が強まる等、その環境には依然留意が必要な状況であります。

当社が属する不動産分譲市場におきましては、都心部を中心に価格の上昇が進み、その影響により販売戸数は減少となりました。一方、地方都市におきましては、政府が推進する中心市街地の活性化に関する法律等の地方創生施策の効果が現れ、新たな需要が喚起されてきております。また、低金利や政府による住宅取得支援策の継続もあり、事業環境は総じて堅調に推移しております。

このような状況下におきまして、当社は、中期経営計画にて「フロービジネスの多様化とストック・フィービジネスの拡大」を掲げ、その推進に注力いたしました。コア事業である不動産販売事業に関しましては、太陽光発電マンションの販売を軸に据え、同マンションの販売が5年連続供給実績1位を獲得するなど、一次取得者より高い評価をいただきました。また、用地仕入れに関しましては、独自のマーケティングを推進することで、順調な取得状況となっております。そして、地方中心市街地においては、当社グループ会社であるタカラレーベン東北及び住宅情報館をそれぞれ東日本、西日本の拠点とし、新規に11都市で用地取得を行い、着実に供給エリアを拡大しております。

ストック・フィービジネスに関しましては、順調に賃貸物件の取得及びメガソーラー発電施設の取得及び稼働を拡大しております。そして、自然エネルギーを有効活用した事業の更なる拡大を目的として「タカラレーベン・インフラ投資法人」を設立し、株式会社東京証券取引所のインフラファンド市場への上場準備を進めてまいりました。不動産賃貸事業、管理事業につきましても、グループ間シナジーを活かし、安定した収益ポートフォリオの構築を進めております。

今後も、自社企画新築分譲マンション「レーベン」シリーズをメインブランドとし、一貫したコンセプトである「誰もが無理なく安心して購入できる理想の住まい」を常に心がけながら、「幸せを考える。幸せをつくる。」を企業ビジョン、また、「感動する心・誠実な姿勢・実行する力」を企業ミッションとし、時代背景を的確に捉えた商品企画に取り組み、お客様を重視した企業活動を推進してまいります。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は76,268百万円（前年同期比0.9%減）、営業利益7,563百万円（前年同期比18.3%減）、経常利益6,708百万円（前年同期比21.4%減）、親会社株主に帰属する当期純利益4,308百万円（前年同期比24.7%減）となりました。

なお、セグメント別の業績は以下のとおりとなっております。

(不動産販売事業)

新築分譲マンションの売上高53,558百万円、新築戸建分譲等の売上高9,824百万円により、当事業売上高は63,383百万円（前年同期比5.3%減）となっております。

(不動産賃貸事業)

アパート、マンション及びオフィス等の賃貸収入により、当事業売上高は4,307百万円（前年同期比48.6%増）となっております。

(不動産管理事業)

受託管理戸数41,131戸等からの管理収入により、当事業売上高は3,362百万円（前年同期比12.9%増）となっております。

(その他事業)

建設の請負、大規模修繕工事の受注及びメガソーラー事業による売電収入等により、当事業売上高は5,215百万円（前年同期比25.0%増）となっております。

なお、当連結会計年度より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）等を適用し、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

(2) キャッシュ・フロー

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ、2,275百万円増加し、28,390百万円となっております。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動による資金の増加は2,428百万円（前連結会計年度は8,155百万円の減少）となっております。これは主に税金等調整前当期純利益及び仕入債務の増加によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動による資金の減少は19,816百万円（前連結会計年度は7,998百万円の減少）となっております。これは主に固定資産の取得によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動による資金の増加は19,663百万円（前連結会計年度は6,314百万円の増加）となっております。これは主に借入金の増加によるものであります。

〈戦略概要〉

平成27年5月に、2019年3月期までを対象とした新中期経営計画「Takara Leben Next Stage 2019」を策定し、「新時代の幕開け」をテーマに掲げ、以下2つの中心施策を策定しております。

- ①フロービジネスの多様化
- ②ストック・フィービジネスの拡大

〈具体的戦略〉

A. 基本方針

グループ力を最大限に発揮し、フロービジネスの多様化とストック・フィービジネスの拡大を図り、利益割合をフロービジネスで65%、ストック・フィービジネスで35%を目指してまいります。

B. 個々の戦略

①フロービジネスの多様化

a) 首都圏新築分譲マンション事業

首都圏郊外では、都心部の価格高騰により、一次取得者層の流入が続いており、好立地・高仕様のニーズが顕著となってきております。今後も、都心部からの流入は増大傾向にありますので、好立地に太陽光発電等の高付加価値を付けたマンションを適正価格にて供給し、年間1,200戸の安定供給を目指してまいります。

b) 地方中心市街地における新築分譲マンション事業

地方中心市街地においては、アクティブシニア層をメインターゲットとして事業を展開してまいります。将来、団塊ジュニア世代のリタイアに向けて中心市街地のマンションニーズが拡大していくことが予想されますので、年間1,000戸の供給を目指してまいります。

c) 建替・再開発事業

建替事業、再開発事業、スクラップ&ビルドにより、年間300戸程度の安定供給を目指してまいります。

d) 戸建事業

短期、中期、長期の事業サイクルを構築し、マンションとの複合開発による街づくり価値の創造、好立地での供給を徹底し、年間500戸の供給を行い、分譲マンション事業の補完的役割を目指してまいります。

e) 土地有効活用事業

有効活用の提案・計画から設計施工、管理・メンテナンスまでを一貫して行い、フローとストックの両ビジネスの拡大を図ってまいります。

②ストック・フィービジネスの拡大

a) メガソーラー発電事業

2019年3月期までに130MWの稼働を目標としてまいります。

b) 不動産賃貸事業

駅前築古物件等の取得を積極的に進めてまいります。取得物件は、スクラップ&ビルドを行い首都圏においてもアクティブシニア層をターゲットに分譲、又は、新たな賃貸物件としてREITへの物件売却等も目指してまいります。

c) 分譲管理事業

他社分譲の管理業務取得を強化し、管理戸数50,000戸を目指してまいります。

d) 賃貸管理事業

グループ各社が各エリアにおいて賃貸管理事業を強化し、管理戸数6,200戸を目指してまいります。

e) 不動産流通事業

グループ内資源を最大限に有効活用し、今後増加が見込まれるアクティブシニア層の買替ニーズに対応するべく体制を強化し、年間10億円の売上高を目指してまいります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 売上高の状況

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	前年同期比 (%)
不動産販売事業 (百万円)	63,383	94.7
不動産賃貸事業 (百万円)	4,307	148.6
不動産管理事業 (百万円)	3,362	112.9
報告セグメント計 (百万円)	71,052	97.6
その他 (百万円)	5,215	125.0
合計 (百万円)	76,268	99.1

(注) 1. セグメント間の取引については、相殺消去しております。

2. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 期中契約戸数

セグメントの名称	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)		前年同期比 (%)
	戸数	金額 (百万円)	戸数	金額 (百万円)	
不動産販売事業	1,910	68,564	1,575	55,523	81.0
合計	1,910	68,564	1,575	55,523	81.0

(注) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(3) 契約残高

セグメントの名称	前連結会計年度末 (平成27年3月31日現在)		当連結会計年度末 (平成28年3月31日現在)		前年同期比 (%)
	戸数	金額 (百万円)	戸数	金額 (百万円)	
不動産販売事業	984	36,824	842	27,307	74.2
合計	984	36,824	842	27,307	74.2

(注) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

当社の当面の課題は、人材育成であると考えております。特に持続可能な組織を構築していく上では、中間層の人材育成が必要不可欠であります。階層別研修の実施、企業文化の再浸透を図ること等で、従来のスピード感を持った経営判断は維持しつつ、より強固な組織体制の構築を目指してまいります。

4 【事業等のリスク】

当社グループの経営成績、株価及び財務状況等に影響を及ぼす可能性のあるリスクには、次のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

a) 地震等の天災について

地震等の天災により、当社及び当社発注先の建設会社等に直接被害があった場合、建設会社において建築資材の調達が困難になった場合等、工事遅延及び当社の販売回収に影響を及ぼす可能性があります。その場合には、当社グループの業績や財政状態に影響を与える可能性があります。

b) 法的規制について

当社グループの事業は、国土利用計画法、宅地建物取引業法、建築基準法、都市計画法、貸金業の規制等に関する法律、マンションの管理の適正化の推進に関する法律、介護保険法等、各種法令のほか各自治体が制定した条例等による規制を受けております。これらの法的規制や条例等が新たに制定、または、改定された場合には新たな負担が発生し、当社グループの業績や事業展開に影響を与える可能性があります。

c) 借入金への依存度について

当社グループは、マンション用地等の仕入資金を主に金融機関からの借入により調達しており、当連結会計年度末における総資産に占める有利子負債の割合は54.3%となっております。金融情勢の悪化等により、資金調達に制約を受けた場合及び金利が急激に上昇した場合、当社グループの業績や財政状態に影響を与える可能性があります。

d) 購入者マインドの影響について

当社グループの主力事業であります新築分譲マンションは、購入者マインドに左右される傾向があります。購入者マインドは景気動向、住宅税制、消費税、地価動向、金利動向等の影響を受け、購入者マインドが大きく低下する事態が生じた場合には、当社グループの業績や財政状態に影響を与える可能性があります。

e) 住宅ローンの影響について

マンション等の販売において、お客様が住宅金融支援機構や金融機関の住宅ローンを利用することが多くありますが、金融情勢の変化等により、これに関する融資姿勢が著しく消極的になった場合には、当社グループの業績や財政状態に影響を与える可能性があります。

f) 供給動向の影響について

当社グループの主力事業であります新築分譲マンションは、土地の仕入価格、外注業者の外注価格の変動、金融動向等の理由により、供給動向が左右される傾向があります。それらの理由により、供給動向が大きく影響を受ける事態が生じた場合には、当社グループの業績や財政状態に影響を与える可能性があります。

g) 競合等の影響について

当社グループは、首都圏及び首都圏郊外において不動産分譲事業を行っておりますが、当該エリアにおいて、過度な価格競争が生じた場合には、販売活動期間の長期化及び想定価格での販売が困難となる等の可能性があります。その場合には、当社グループの業績や財政状態に影響を与える可能性があります。

h) 外注業者について

当社グループは、マンション建築を建設業者へ発注しておりますが、建築資材の価格や工事労務費の高騰により、工事請負金額が上昇した場合には、利益率が低下する可能性があります。また、建築工事の発注先である建設会社が経営破綻した場合、工事遅延や請負契約の不履行等が発生する可能性があり、また、将来における建設会社が請け負うべき保証責任が履行されない場合には、当社グループの業績や財政状態に影響を与える可能性があります。

i) マンション建設に際しての周辺住民の反対運動について

マンション建設にあたっては、建設地の周辺環境に配慮し、関係する法律や自治体の条例等を検討して開発計画を立てるとともに、事前に周辺住民に実施する説明会等で、理解を頂戴するようしておりますが、建設中の騒音、日照問題、環境問題等を理由に、周辺住民による反対運動が起きる場合があり、その場合に計画の変更、工事期間の延長、追加費用の発生等が生じ、当社グループの業績や財政状態に影響を与える可能性があります。

j) 訴訟等の可能性について

マンション建設にあたっては、様々な観点から慎重な検討を行っておりますが、建物の瑕疵、土壌汚染等による訴訟の発生及びこれらに起因する建築計画の変更等が、発生する可能性があります。その場合には、当社グループの業績や財政状態に影響を与える可能性があります。

k) 個人情報について

当社グループは、マンション等の販売、管理に関し多量の個人情報を取り扱っております。個人情報の取り扱い及び管理については、個人情報漏洩防止ソフトの導入、規程の整備、社員向けマニュアルの作成、研修を行う等、細心の注意を払っておりますが、万一個人情報が漏洩した場合には、当社グループの業績や財政状態に影響を与える可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

当社は、平成28年4月4日にタカラレーベン・インフラ投資法人との間で、当社が保有するメガソーラー発電施設を譲渡する旨の売買契約を締結し、平成28年6月2日に譲渡いたしました。

本件に関する詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (重要な後発事象)」に記載のとおりであります。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

なお、当連結会計年度より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成に当たりまして、決算日における資産・負債の報告数値及び偶発資産・債務の開示並びに報告期間における収益・費用の報告数値に影響を与える見積り及び仮定設定を行っております。当該見積り及び仮定設定に対して、過去の実績や状況に応じ合理的だと考えられる様々な要因に基づき、見積り及び判断を行い、その結果は、他の方法では判定しにくい資産・負債の簿価及び収益・費用の報告数値についての判断の基礎となります。実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 当連結会計年度の経営成績・財政状態の分析

① 当連結会計年度の経営成績の分析

a) 概況説明

㈱タカラレーベン単体では、新築分譲マンション事業において、当社初のザ・レーベンブランドである「ザ・レーベン大塚山手Hill Top Season」等を含む1,448戸（共同事業による戸数を含む）の引渡を行いました。また、2015年の「太陽光発電マンション（各専有部にて使用可能）」供給戸数ランキングにおいて、5年連続で全国第1位となっております。

戸建分譲事業においては、194戸の引渡を行いました。

不動産賃貸事業においては、期中に8棟の仕入を行ったことから、当初計画を上回っております。

こうしたことから、単体における当期業績は、売上高65,496百万円（前年同期比4.8%減）、営業利益7,145百万円（前年同期比18.7%減）、経常利益6,369百万円（前年同期比21.7%減）、当期純利益4,336百万円（前年同期比19.7%減）となっております。

㈱レーベンコミュニティでは、受託管理戸数が41,131戸となり、着実に受託管理戸数を増加させております。特に当期増加分のうち、他社からの受託管理戸数が約45%を占めており、他社物件獲得の営業努力が着実に成果を上げております。また、リフォーム、物販及び修繕工事受注等、周辺事業も着実に伸びております。

㈱タカラプロパティでは、賃貸管理事業を行っており、ほぼ計画通りに進捗しております。

タカラアセットマネジメント㈱は、インフラファンド市場への上場に向けて準備を進めており、同社が資産の運用を受託する「タカラレーベン・インフラ投資法人」を設立し、上場準備を進めております。

㈱タフコでは、安定した手数料収入により、ほぼ計画通りに進捗しております。

㈱タカラレーベンリアルネットは、不動産販売代理事業及び不動産流通事業を行っております。

㈱日興建設は、横浜市を中心に建築の請負事業等を行っております。

㈱日興プロパティは、横浜市を中心に賃貸管理事業を行っております。なお、㈱日興プロパティは、平成28年1月4日に、㈱日興建設より新設分割により設立されました。

㈱タカラレーベン東北は、東北エリアを中心に不動産販売事業及び販売代理受託を行っております。

㈱住宅情報館は、愛媛県松山市を中心に、賃貸管理事業、不動産流通事業等を行っております。

タカラ投資顧問㈱は、REIT市場への参入を目標に準備を進めております。

㈱アズパートナーズでは、介護事業においては、合計14施設が稼働中であり、稼働率は約91%と順調に推移しております。なお、㈱アズパートナーズにつきましては、平成27年9月に持分の一部を売却し、持分法適用関連会社から除外しております。

㈱サンウッドは、共同事業物件の販売及び引渡を行っております。

以上の結果、グループ全体の当期業績は、売上高76,268百万円（前年同期比0.9%減）、営業利益7,563百万円（前年同期比18.3%減）、経常利益6,708百万円（前年同期比21.4%減）、親会社株主に帰属する当期純利益4,308百万円（前年同期比24.7%減）となっております。

b) 項目別説明

(売上高)

不動産販売事業においては、新築分譲マンション1,448戸、新築戸建分譲等の引渡により、63,383百万円となっております。

不動産賃貸事業においては、アパート、マンション及びオフィス等の賃貸収入により、4,307百万円となっております。

不動産管理事業においては、管理戸数41,131戸等からの管理収入により、3,362百万円となっております。

その他事業においては、建設の請負、大規模修繕工事の受注及びメガソーラー事業による売電収入等により、5,215百万円となっております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は76,268百万円と前年同期比0.9%の減少となっております。

(売上原価)

新築分譲マンションの引渡戸数が1,448戸と前連結会計年度より172戸減少したこと等により、58,433百万円と前年同期比0.4%の減少となっております。

(販売費及び一般管理費)

販売費及び一般管理費は、前期に引き続き削減策を徹底しておりますが、前期期中に取得した子会社の経費が通期で計上された事等により、10,272百万円と前年同期比13.5%の増加となっております。

(営業外損益)

営業外収益は、持分法による投資利益の増加等により、262百万円と前年同期比12.4%の増加となっております。

営業外費用は、プロジェクト資金の新規借入に伴う支払利息の増加等により、1,117百万円と前年同期比17.4%の増加となっております。

(特別損益)

特別損失は、工事補償損失の計上等により、252百万円と前年同期比306.5%の増加となっております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は76,268百万円（前年同期比0.9%減）、営業利益は7,563百万円（前年同期比18.3%減）、経常利益は6,708百万円（前年同期比21.4%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は4,308百万円（前年同期比24.7%減）となりました。

② 当連結会計年度の財政状態の分析

当社グループの当連結会計年度の資産、負債及び純資産の状況は、新規仕入に伴うたな卸資産の増加及び事業用資産を購入した事等により、総資産は129,744百万円と前連結会計年度末に比べ28,005百万円増加しております。

(流動資産)

現金及び預金の増加や新規仕入に伴うたな卸資産の増加等により、流動資産は75,753百万円と前連結会計年度末に比べ8,434百万円増加しております。

(固定資産)

事業用資産を購入した事等により、固定資産は53,945百万円と前連結会計年度末に比べ19,544百万円増加しております。

(流動負債)

短期借入金の増加及び借入金の長短区分の振替等により、流動負債は42,859百万円と前連結会計年度末に比べ8,058百万円増加しております。

(固定負債)

新規仕入に伴う借入金の増加等により、固定負債は53,207百万円と前連結会計年度末に比べ17,458百万円増加しております。

(純資産)

親会社株主に帰属する当期純利益の計上額が剰余金の配当及び自己株式の取得額を上回った事等により、純資産の合計は33,677百万円と前連結会計年度末に比べ2,487百万円増加しております。

③ 当連結会計年度のキャッシュ・フローの状況の分析

当連結会計年度のキャッシュ・フローの状況については、第2 事業の状況・1 業績等の概要(2)をご参照下さい。

(3) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループの主力であります不動産販売事業は、購入者マインド及び供給者の供給動向に左右される傾向があります。購入者マインドは、景気動向、金利動向、住宅税制、消費税、地価動向等の影響を受け、また、供給者の供給動向は、土地の仕入代、ゼネコン等外注業者の外注価格の変動、外注業者の破綻、金融動向の影響を受けやすいことから、これらの動向が変動した場合には、経営成績に重要な影響を与える可能性があります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度において実施いたしました設備投資等の総額は22,756百万円であり、主なものは、不動産賃貸事業に係る事業用資産の取得12,515百万円、その他事業に係る太陽光発電設備の取得10,100百万円等であります。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は次のとおりであります。

(1) 提出会社

平成28年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)	
			建物 及び 構築物 (百万円)	機械装置 及び 運搬具 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	リース 資産 (百万円)	その他 (百万円)		合計 (百万円)
本社 (東京都新宿区)	不動産 販売事業	統括業務施設	19	—	— (—)	144	54	219	284 (2)
宝マンション他 (東京都板橋区 他)	不動産 賃貸事業	賃貸用 マンション、 賃貸店舗、 事務所	8,317	—	20,117 (63,070.76)	—	515	28,950	— (—)
メガソーラー施設 (栃木県塩谷郡 他)	その他 事業	メガソーラー 施設	637	12,398	1,729 (1,365,128.58)	—	408	15,173	— (—)

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、主に建設仮勘定等であります。なお、金額には消費税等は含まれておりません。

2. 従業員数欄の()内は外書で、臨時従業員の年間平均雇用人数(1人あたり1日8時間換算)であります。

(2) 国内子会社

平成28年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額						従業員 数 (人)
				建物及び 構築物 (百万円)	機械装 置及び 運搬具 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	リース 資産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	
㈱レーベン コミュニティ	本社 (東京都豊島区)	不動産管理 事業	統括業務 施設	21	—	— (—)	13	21	56	203 (81)
タカラアセット マネジメント㈱	本社 (東京都千代田区)	投資運用業	統括業務 施設	10	—	— (—)	6	1	18	5 (—)
㈱タカラレーベン 東北	本社 (宮城県仙台市)	不動産販売 事業	統括業務 施設	12	—	— (—)	—	2	14	13 (3)
㈱タカラレーベン リアルネット	本社 (東京都新宿区)	不動産流通 事業	統括業務 施設	8	—	— (—)	5	1	15	11 (1)
㈱タカラプロパティ	本社 (東京都豊島区)	賃貸管理 事業	統括業務 施設	0	—	— (—)	—	0	1	14 (2)
タカラ投資顧問㈱	本社 (東京都新宿区)	投資運用業	統括業務 施設	—	—	— (—)	—	—	—	— (—)
㈱タフコ	本社 (東京都新宿区)	融資回収 事業	統括業務 施設	0	—	— (—)	4	0	4	1 (—)
㈱日興建設	本社 (神奈川県横浜市)	総合建設業	統括業務 施設	6	1	— (—)	—	23	31	32 (1)
㈱日興プロパティ	本社 (神奈川県横浜市)	賃貸管理 事業	統括業務 施設	0	0	— (—)	—	1	1	6 (—)
㈱住宅情報館	本社 (愛媛県松山市)	不動産販売 事業	統括業務 施設	22	0	— (—)	8	15	46	41 (6)
丸の内債権回収㈱	本社 (東京都千代田区)	債権管理 回収事業	統括業務 施設	1	—	— (—)	—	1	2	3 (—)

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、主に工具、器具及び備品、ソフトウェア等であります。なお、金額には消費税等は含まれておりません。

2. 従業員数欄の()内は外書で、臨時従業員の年間平均雇用人数(1人あたり1日8時間換算)であります。

(3) 在外子会社

該当事項はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	248,000,000
計	248,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (平成28年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成28年6月27日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	126,000,000	126,000,000	東京証券取引所 (市場第一部)	権利内容に何ら限定 のない当社における 標準となる株式であ り、単元株式数は 100株であります。
計	126,000,000	126,000,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

- ① 平成24年6月22日取締役会決議
第1回新株予約権（B種新株予約権）

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数 (個)	325	325
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	130,000 (注) 1	130,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	400 (注) 2	同左
新株予約権の行使期間	自 平成24年7月10日 至 平成64年7月9日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 51,700 資本組入額 25,850 (注) 3	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	同左

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は400株とする。

なお、新株予約権の割当日後に当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、新株予約権の割当日後に当社が合併、会社分割を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他これらに準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で付与株式数は適切に調整されるものとする。ただし、本号における調整は、新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たり1円とし、これに付与株式の総数を乗じた金額とする。
3. ①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
4. ①イ. 新株予約権者は、当該新株予約権者が当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できる。
- ロ. イ. にかかわらず、新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できない。
- (i) 新株予約権者の死亡以外の事由（割当日から3年以内にあつては下記(ii)に規定する退任等の場合を除く。）によって、新株予約権者が当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失し、喪失した日の翌日から10日を経過した場合
- (ii) 本件新株予約権の割当日から3年以内に、新株予約権者が退任等（自己都合による退任若しくは退職、又は当社の株主総会決議若しくは取締役会決議による解任若しくは懲戒処分をいう。）によって当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した場合

- ②新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名（以下「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、本契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。
- イ. 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。
- ロ. 相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日までに当社所定の相続手続を完了しなければならない。
- ハ. 相続承継人は、当社所定の相続手続完了時から2ヶ月以内に限り、新株予約権を行使することができる。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）については、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。
- ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ①交付する再編対象会社の新株予約権の数
- 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。
- ②新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数
- 新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記1. に準じて決定する。
- ③新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
- 交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。
- ④新株予約権の取得に関する事項
- 当社が消滅会社となる吸収合併契約、新設合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社の株主総会（株主総会の承認が不要な場合は当社の取締役会）において承認された場合は、当社の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。
- ⑤新株予約権の譲渡制限
- 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- 前記3. に準じて決定する。
6. 平成25年7月1日付で、普通株式1株を4株に株式分割いたしました。それに伴い、新株予約権の目的である株式の数は1個当たり100株から400株へと調整されております。

② 平成25年4月8日取締役会決議
第2回新株予約権（B種新株予約権）

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数 (個)	301	301
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	120,400 (注) 1	120,400 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	400 (注) 2	同左
新株予約権の行使期間	自 平成25年5月15日 至 平成65年5月14日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 123,100 資本組入額 61,550 (注) 3	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	同左

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は400株とする。

なお、新株予約権の割当日後に当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、新株予約権の割当日後に当社が合併、会社分割を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他これらに準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で付与株式数は適切に調整されるものとする。ただし、本号における調整は、新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たり1円とし、これに付与株式の総数を乗じた金額とする。
3. ①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
4. ①イ. 新株予約権者は、当該新株予約権者が当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できる。
ロ. イ.にかかわらず、新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できない。
(i) 新株予約権者の死亡以外の事由（割当日から3年以内にあつては下記(ii)に規定する退任等の場合を除く。）によって、新株予約権者が当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失し、喪失した日の翌日から10日を経過した場合
(ii) 本件新株予約権の割当日から3年以内に、新株予約権者が退任等（自己都合による退任若しくは退職、又は当社の株主総会決議若しくは取締役会決議による解任若しくは懲戒処分をいう。）によって当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した場合

- ②新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名（以下「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、本契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。
- イ. 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。
- ロ. 相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日までに当社所定の相続手続を完了しなければならない。
- ハ. 相続承継人は、当社所定の相続手続完了時から2ヶ月以内に限り、新株予約権を行使することができる。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）については、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。
- ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ①交付する再編対象会社の新株予約権の数
- 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。
- ②新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数
- 新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記1. に準じて決定する。
- ③新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
- 交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。
- ④新株予約権の取得に関する事項
- 当社が消滅会社となる吸収合併契約、新設合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社の株主総会（株主総会の承認が不要な場合は当社の取締役会）において承認された場合は、当社の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。
- ⑤新株予約権の譲渡制限
- 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- 前記3. に準じて決定する。
6. 平成25年7月1日付で、普通株式1株を4株に株式分割いたしました。それに伴い、新株予約権の目的である株式の数は1個当たり100株から400株へと調整されております。

③ 平成26年4月11日取締役会決議
第3回新株予約権（B種新株予約権）

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数 (個)	323	303
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	129,200 (注) 1	121,200 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	400 (注) 2	同左
新株予約権の行使期間	自 平成26年5月14日 至 平成66年5月13日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 74,800 資本組入額37,400 (注) 3	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	同左

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は400株とする。

なお、新株予約権の割当日後に当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、新株予約権の割当日後に当社が合併、会社分割を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他これらに準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で付与株式数は適切に調整されるものとする。ただし、本号における調整は、新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たり1円とし、これに付与株式の総数を乗じた金額とする。
3. ①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
4. ①イ. 新株予約権者は、当該新株予約権者が当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できる。
ロ. イ.にかかわらず、新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できない。
(i) 新株予約権者の死亡以外の事由（割当日から3年以内にあつては下記(ii)に規定する退任等の場合を除く。）によって、新株予約権者が当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失し、喪失した日の翌日から10日を経過した場合
(ii) 本件新株予約権の割当日から3年以内に、新株予約権者が退任等（自己都合による退任若しくは退職、又は当社の株主総会決議若しくは取締役会決議による解任若しくは懲戒処分をいう。）によって当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した場合

- ②新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名（以下「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、本契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。
- イ. 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。
- ロ. 相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日までに当社所定の相続手続を完了しなければならない。
- ハ. 相続承継人は、当社所定の相続手続完了時から2ヶ月以内に限り、新株予約権を行使することができる。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）については、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。
- ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ①交付する再編対象会社の新株予約権の数
- 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。
- ②新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数
- 新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記1. に準じて決定する。
- ③新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
- 交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。
- ④新株予約権の取得に関する事項
- 当社が消滅会社となる吸収合併契約、新設合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社の株主総会（株主総会の承認が不要な場合は当社の取締役会）において承認された場合は、当社の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。
- ⑤新株予約権の譲渡制限
- 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- 前記3. に準じて決定する。

④ 平成27年6月24日取締役会決議
第4回新株予約権（B種新株予約権）

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数 (個)	334	314
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	133,600 (注) 1	125,600 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	400 (注) 2	同左
新株予約権の行使期間	自 平成27年7月15日 至 平成67年7月14日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 189,200 資本組入額 94,600 (注) 3	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	同左

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は400株とする。

なお、新株予約権の割当日後に当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、新株予約権の割当日後に当社が合併、会社分割を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他これらに準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で付与株式数は適切に調整されるものとする。ただし、本号における調整は、新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たり1円とし、これに付与株式の総数を乗じた金額とする。
3. ①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
4. ①イ. 新株予約権者は、当該新株予約権者が当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌以降、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できる。
ロ. イ.にかかわらず、新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できない。
(i) 新株予約権者の死亡以外の事由（割当日から3年以内にあつては下記(ii)に規定する退任等の場合を除く。）によって、新株予約権者が当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失し、喪失した日の翌日から10日を経過した場合
(ii) 本件新株予約権の割当日から3年以内に、新株予約権者が退任等（自己都合による退任若しくは退職、又は当社の株主総会決議若しくは取締役会決議による解任若しくは懲戒処分をいう。）によって当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した場合

- ②新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名（以下「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、本契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。
- イ. 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。
- ロ. 相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日までに当社所定の相続手続を完了しなければならない。
- ハ. 相続承継人は、当社所定の相続手続完了時から2ヶ月以内に限り、新株予約権を行使することができる。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）については、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。
- ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ①交付する再編対象会社の新株予約権の数
- 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。
- ②新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数
- 新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記1. に準じて決定する。
- ③新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
- 交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。
- ④新株予約権の取得に関する事項
- 当社が消滅会社となる吸収合併契約、新設合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社の株主総会（株主総会の承認が不要な場合は当社の取締役会）において承認された場合は、当社の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。
- ⑤新株予約権の譲渡制限
- 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- 前記3. に準じて決定する。

⑤ 平成28年4月11日取締役会決議
第5回新株予約権（A種新株予約権）

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数 (個)	—	64
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	—	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	—	25,600 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	—	400 (注) 2
新株予約権の行使期間	—	自平成28年5月11日 至平成68年5月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	—	発行価格 283,200 資本組入額 141,600 (注) 3
新株予約権の行使の条件	—	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	—	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	(注) 5

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は400株とする。

なお、新株予約権の割当日後に当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、新株予約権の割当日後に当社が合併、会社分割を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他これらに準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で付与株式数は適切に調整されるものとする。ただし、本号における調整は、新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たり1円とし、これに付与株式の総数を乗じた金額とする。
3. ①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
4. ①新株予約権者は、新株予約権の発行日以降、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を全て行使できる。
②新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名（以下「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、本契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。
イ. 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。
ロ. 相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日までに当社所定の相続手続を完了しなければならない。
ハ. 相続承継人は、当社所定の相続手続完了時から2ヶ月以内に限り、新株予約権を行使することができる。

5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）については、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。

②新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記1. に準じて決定する。

③新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。

④新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる吸収合併契約、新設合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社の株主総会（株主総会の承認が不要な場合は当社の取締役会）において承認された場合は、当社の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

⑤新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記3. に準じて決定する。

第5回新株予約権（B種新株予約権）

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数 (個)	—	313
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	—	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	—	125,200 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	—	400 (注) 2
新株予約権の行使期間	—	自平成28年5月11日 至平成68年5月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	—	発行価格 192,400 資本組入額 96,200 (注) 3
新株予約権の行使の条件	—	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	—	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	(注) 5

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は400株とする。

なお、新株予約権の割当日後に当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、新株予約権の割当日後に当社が合併、会社分割を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他これらに準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で付与株式数は適切に調整されるものとする。ただし、本号における調整は、新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たり1円とし、これに付与株式の総数を乗じた金額とする。
3. ①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
4. ①イ. 新株予約権者は、当該新株予約権者が当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できる。
ロ. イ.にかかわらず、新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できない。
(i) 新株予約権者の死亡以外の事由（割当日から3年以内にあつては下記(ii)に規定する退任等の場合を除く。）によって、新株予約権者が当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失し、喪失した日の翌日から10日を経過した場合
(ii) 本件新株予約権の割当日から3年以内に、新株予約権者が退任等（自己都合による退任若しくは退職、又は当社の株主総会決議若しくは取締役会決議による解任若しくは懲戒処分をいう。）によって当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した場合

②新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名（以下「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、本契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。

イ. 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。

ロ. 相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日までに当社所定の相続手続を完了しなければならない。

ハ. 相続承継人は、当社所定の相続手続完了時から2ヶ月以内に限り、新株予約権を行使することができる。

5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）については、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。

②新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記1. に準じて決定する。

③新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。

④新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる吸収合併契約、新設合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社の株主総会（株主総会の承認が不要な場合は当社の取締役会）において承認された場合は、当社の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

⑤新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記3. に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成25年5月15日 (注) 1	△386,070	33,000,000	—	4,819	—	4,817
平成25年7月1日 (注) 2	99,000,000	132,000,000	—	4,819	—	4,817
平成26年3月25日 (注) 1	△2,000,000	130,000,000	—	4,819	—	4,817
平成26年12月22日 (注) 1	△2,000,000	128,000,000	—	4,819	—	4,817
平成28年1月29日 (注) 1	△2,000,000	126,000,000	—	4,819	—	4,817

- (注) 1. 自己株式の消却による減少であります。
2. 株式分割(1:4)によるものであります。

(6) 【所有者別状況】

平成28年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							計	単元未 満株式 の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	36	27	87	166	13	8,748	9,077	—
所有株式数(単元)	—	211,524	23,799	40,059	438,663	82	545,833	1,259,960	4,000
所有株式数の割合 (%)	—	16.79	1.89	3.18	34.82	0.01	43.32	100.00	—

- (注) 1. 自己株式数15,938,307株は、「個人その他」に159,383単元及び「単元未満株式の状況」に7株を含めて記載しております。
2. 「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が16単元含まれております。

(7) 【大株主の状況】

平成28年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
村山 義男	東京都板橋区	25,633	20.34
株式会社タカラレーベン	東京都新宿区西新宿2丁目6番1号	15,938	12.65
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	4,970	3.94
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	4,552	3.61
ジェービー モルガン チェース バンク 380634 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南2丁目15番1号)	2,753	2.19
ビーエヌワイエム エスエーエヌブイ ビーエヌワイエム フランクリン シリーズ ミューチュアルファイナンシャルサービスズファンド (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	51 JOHN F. KENNEDY PARKWAY, SHORT HILLS, NJ, 07078 USA (東京都千代田区丸の内2丁目7番1号)	2,419	1.92
クレディ・スイス・セキュリティーズ (ユーエスエー) エルエルシー エスピーシーエル. フォー イーエックスシーエル. ビーイーエヌ (常任代理人 クレディ・スイス証券株式会社)	ELEVEN MADISON AVENUE NEW YORK NY 10010-3629 USA (東京都港区六本木1丁目6番1号)	2,418	1.92
ビービーエイチ ボストン ジーエムオー フォーリン スモールカンパニーズ ファンド (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	40 ROWES WHARF, BOSTON, MA 02110 U. S. A. (東京都千代田区丸の内2丁目7番1号)	2,253	1.79
MSCO CUSTOMER SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社)	1585 Broadway New York, New York 10036, U. S. A. (東京都千代田区大手町1丁目9番7号)	2,232	1.77
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部)	ONE LINCOLN STREET, BOSTON MA USA 02111 (東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	2,136	1.70
計	—	65,309	51.83

(注) 1. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は4,970千株であります。

2. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は4,552千株であります。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成28年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 15,938,300	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
完全議決権株式(その他)	普通株式 110,057,700	1,100,577	同上
単元未満株式	普通株式 4,000	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	126,000,000	—	—
総株主の議決権	—	1,100,577	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が1,600株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数16個が含まれております。

② 【自己株式等】

平成28年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数(株)	他人名義 所有株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数の割合 (%)
(株)タカラレーベン	東京都新宿区西新宿二丁目6番1号	15,938,300	—	15,938,300	12.65
計	—	15,938,300	—	15,938,300	12.65

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、株式報酬型ストックオプション(新株予約権)制度を採用しております。当該制度の内容は、以下のとおりであります。

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役及び執行役員に対して、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを決議されたものは、以下のとおりであります。

① 平成24年6月22日取締役会決議

第1回新株予約権(B種新株予約権)

決議年月日	平成24年6月22日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役7名及び当社執行役員1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況 ①」に記載しております。
株式の数(株)	130,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	「(2)新株予約権等の状況 ①」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況 ①」に記載しております。

② 平成25年4月8日取締役会決議
第2回新株予約権（B種新株予約権）

決議年月日	平成25年4月8日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役7名及び当社執行役員1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況 ②」に記載しております。
株式の数（株）	120,400
新株予約権の行使時の払込金額（円）	「（2）新株予約権等の状況 ②」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（2）新株予約権等の状況 ②」に記載しております。

③ 平成26年4月11日取締役会決議
第3回新株予約権（B種新株予約権）

決議年月日	平成26年4月11日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役7名及び当社執行役員2名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況 ③」に記載しております。
株式の数（株）	129,200
新株予約権の行使時の払込金額（円）	「（2）新株予約権等の状況 ③」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（2）新株予約権等の状況 ③」に記載しております。

④ 平成27年6月24日取締役会決議
第4回新株予約権（B種新株予約権）

決議年月日	平成27年6月24日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役7名及び当社執行役員3名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況 ④」に記載しております。
株式の数（株）	133,600
新株予約権の行使時の払込金額（円）	「（2）新株予約権等の状況 ④」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（2）新株予約権等の状況 ④」に記載しております。

⑤ 平成28年4月11日取締役会決議
第5回新株予約権（A種新株予約権）

決議年月日	平成28年4月11日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役7名及び当社執行役員2名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況 ⑤」に記載しております。
株式の数（株）	137,600
新株予約権の行使時の払込金額（円）	「（2）新株予約権等の状況 ⑤」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（2）新株予約権等の状況 ⑤」に記載しております。

第5回新株予約権（B種新株予約権）

決議年月日	平成28年4月11日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役7名及び当社執行役員2名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況 ⑤」に記載しております。
株式の数（株）	125,200
新株予約権の行使時の払込金額（円）	「（2）新株予約権等の状況 ⑤」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（2）新株予約権等の状況 ⑤」に記載しております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
取締役会(平成27年5月11日)での決議状況 (取得期間 平成27年5月12日～平成28年3月31日)	2,000,000	1,500,000,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	1,531,000	970,552,700
残存決議株式の総数及び価額の総額	469,000	529,447,300
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	23.5	35.3
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合(%)	23.5	35.3

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
取締役会(平成28年5月9日)での決議状況 (取得期間 平成28年5月10日～平成29年3月31日)	2,000,000	1,500,000,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	—	—
残存決議株式の総数及び価額の総額	—	—
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	—	—
当期間における取得自己株式	940,300	687,853,300
提出日現在の未行使割合(%)	53.0	54.1

(注) 当期間における取得自己株式には、平成28年6月1日から有価証券報告書提出日(平成28年6月27日)までに取得した株式は含まれておりません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	2,000,000	640,000,000	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (新株予約権の権利行使)	124,000	36,980,000	128,000	42,191,600
保有自己株式数	15,938,307	—	16,750,607	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成28年6月1日から有価証券報告書提出日(平成28年6月27日)までに取得又は処理した株式は含まれておりません。

3 【配当政策】

利益還元については、会社の最重要課題の一つとして位置付けており、事業展開と経営基盤の強化に必要な内部留保を確保しつつ、業績に応じた適正な配当を安定的、継続的に行うことを基本方針としております。

また、当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当社は、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準として、中間配当することができる。」旨を定款に定めております。

当期においては、外部環境の変化にも自社の企業体力で乗り切れる体制を構築すべく、「安定した収益性の確保」と「財務体質の再構築」を推し進めてまいりました。特に、収益性の面においては、厳格な収益性判断を前提とする事業計画及び着実なコスト低減の実現により、安定した収益性を確保することができております。その中で、今後の再成長のための内部留保とのバランスを考えた配当を行う予定であります。

今後も、安定経営を根幹としながらも、さらなる成長を目指す中で、配当についても基本方針どおり業績に応じた配当を行ってまいります。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
平成27年10月26日 取締役会決議	440	4.0
平成28年6月27日 定時株主総会決議	990	9.0

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第40期	第41期	第42期	第43期	第44期
決算年月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月
最高(円)	779	1,548	2,500 ■452	703	832
最低(円)	313	528	1,345 ■290	277	451

(注) 1. 最高・最低株価は東京証券取引所(市場第一部)におけるものであります。

2. ■印は、株式分割(平成25年7月1日、1株→4株)による権利落後の最高・最低株価を示しております。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成27年10月	11月	12月	平成28年1月	2月	3月
最高(円)	655	684	734	666	685	704
最低(円)	576	576	662	525	455	579

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所(市場第一部)におけるものであります。

5 【役員 の 状 況】

男性 12名 女性 1名 (役員のうち女性の比率7.7%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役会長		村山 義男	昭和20年8月28日生	昭和39年4月 山田建設株式会社入社 昭和46年10月 東横建設株式会社入社 昭和47年3月 築山工務店入社 昭和47年9月 当社設立 専務取締役 昭和48年3月 代表取締役社長 平成8年2月 株式会社レーベンコミュニティ 代表取締役 平成8年10月 株式会社レーベンコミュニティ 取締役 平成15年5月 代表取締役社長 兼リビングクリエイト総本部長 平成15年12月 代表取締役社長 平成24年4月 代表取締役社長兼最高経営責任者 (CEO) 平成26年4月 代表取締役会長 平成28年6月 取締役会長(現任)	(注)4	25,633
代表取締役 社長	最高経営責任 者(CEO) 兼 最高執行 責任者(COO) 兼 最高 財務責任者 (CFO)	島田 和一	昭和40年12月4日生	昭和59年4月 日機工業株式会社入社 昭和62年5月 当社入社 平成8年4月 開発部長 平成10年6月 取締役 平成12年6月 常務取締役開発本部長、本社開発 部長兼建築部長 平成14年7月 常務取締役開発部長 平成15年5月 常務取締役開発本部長 兼本社建築部長 平成18年6月 代表取締役副社長兼開発本部長 平成19年5月 代表取締役副社長兼事業戦略室長 兼開発本部長 平成21年1月 代表取締役副社長兼総合企画本部 長兼経営企画室長 平成22年2月 代表取締役副社長兼総合企画本部 長 平成24年4月 代表取締役副社長兼最高執行責任 者(COO)兼最高財務責任者(CFO) 兼総合企画本部長 平成25年10月 タカラアセットマネジメント株式 会社代表取締役 平成25年10月 タカラ投資顧問株式会社代表取締 役 平成26年4月 代表取締役社長兼最高経営責任者 (CEO)兼最高執行責任者(COO) 兼最高財務責任者(CFO)(現 任)	(注)4	605

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
専務取締役	執行役員営業本部長	岡部 剛	昭和39年12月29日生	<p>平成3年4月 太平洋証券株式会社（現三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）入社</p> <p>平成10年4月 当社入社</p> <p>平成15年5月 営業部長</p> <p>平成17年11月 営業部長兼戸建事業部長</p> <p>平成18年6月 取締役営業部長</p> <p>平成21年3月 取締役営業本部長兼営業部長兼戸建事業部長兼統括部長兼お客様相談室長</p> <p>平成22年4月 取締役営業本部長兼営業部長兼販売推進部長兼戸建営業部長兼統括部長</p> <p>平成23年10月 取締役営業本部長兼営業部長兼戸建営業部長兼統括部長</p> <p>平成24年1月 取締役営業本部長兼営業部長兼統括部長</p> <p>平成24年4月 常務取締役兼執行役員営業本部長兼営業部長兼営業推進部長兼営業企画室長</p> <p>平成24年10月 株式会社タカラプロパティ取締役（現任）</p> <p>平成26年4月 常務取締役兼執行役員営業本部長</p> <p>平成26年6月 株式会社タカラレーベンリアルネット取締役（現任）</p> <p>平成27年4月 専務取締役兼執行役員営業本部長（現任）</p> <p>平成28年6月 株式会社住宅情報館取締役（現任）</p>	(注) 4	46

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
常務取締役	執行役員開発本部長 兼 開発統括グループ統括部長 兼 開発部長 兼 都市再生部長 兼 横浜支社長	手島 芳貴	昭和49年5月31日生	<p>平成9年3月 当社入社</p> <p>平成21年5月 開発本部開発部長</p> <p>平成22年4月 執行役員開発本部開発部長</p> <p>平成24年1月 執行役員開発本部長兼建築部長</p> <p>平成24年4月 執行役員開発本部長兼建築部長兼商品企画部長</p> <p>平成24年6月 株式会社アズパートナーズ監査役</p> <p>平成24年6月 取締役兼執行役員開発本部長兼建築部長兼商品企画部長</p> <p>平成25年2月 取締役兼執行役員開発本部長兼建築部長兼商品企画部長兼エコエナジー事業部長</p> <p>平成25年10月 タカラアセットマネジメント株式会社取締役</p> <p>平成25年10月 タカラ投資顧問株式会社取締役</p> <p>平成26年6月 株式会社サンウッド取締役（現任）</p> <p>平成27年1月 取締役兼執行役員開発本部長兼開発部長兼横浜支社長兼エコエナジー事業部長</p> <p>平成27年1月 株式会社タカラレーベン東北取締役（現任）</p> <p>平成27年4月 常務取締役兼執行役員開発本部長兼開発1部部長兼エコエナジー事業部長</p> <p>平成28年4月 常務取締役兼執行役員開発本部長兼開発統括グループ統括部長兼開発部長兼都市再生部長兼横浜支社長（現任）</p>	(注) 4	39

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	執行役員総合企画本部長	長谷川 隆彦	昭和30年8月14日生	昭和53年3月 株式会社第一相互銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 平成11年8月 当社出向 財務部長 平成18年8月 当社入社 平成21年1月 執行役員経理部長 平成21年5月 執行役員経理部長兼財務部長 平成21年6月 株式会社タフコ取締役（現任） 平成21年6月 取締役経理部長兼財務部長 平成24年4月 取締役兼執行役員経理部長兼財務部長 平成26年4月 取締役兼執行役員総合企画本部長兼経理部長兼財務部長 平成26年8月 タカラアセットマネジメント株式会社取締役（現任） 平成27年4月 取締役兼執行役員総合企画本部長兼財務部長 平成28年4月 取締役兼執行役員総合企画本部長（現任）	(注) 5	24
取締役	執行役員経営企画室長	北川 智哉	昭和51年5月10日生	平成20年10月 株式会社シーケーシステム研究所（OAG税理士法人）入社 平成21年4月 当社入社 平成22年2月 経営企画室長 平成22年4月 執行役員経営企画室長 平成24年5月 株式会社レーベンコミュニティ取締役（現任） 平成24年6月 取締役兼執行役員経営企画室長（現任） 平成25年10月 タカラアセットマネジメント株式会社取締役（現任） 平成25年10月 タカラ投資顧問株式会社取締役（現任） 平成27年1月 株式会社タカラレーベン東北取締役（現任）	(注) 4	10
取締役	執行役員営業本部副本部長	原 忠行	昭和52年12月4日生	平成13年4月 株式会社モリモト入社 平成14年8月 当社入社 平成22年4月 営業本部第一営業部長 平成23年10月 執行役員営業本部第一営業部長 平成24年6月 取締役兼執行役員営業本部第一営業部長 平成26年4月 取締役兼執行役員営業本部第一営業グループ長 平成27年4月 取締役兼執行役員営業本部第一営業グループ統括部長 平成28年4月 取締役兼執行役員営業本部副本部長（現任） 平成28年4月 株式会社日興タカラコーポレーション取締役（現任）	(注) 4	21

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	執行役員営業本部営業統括グループ統括部長 兼 営業推進部長 兼 業務部長	高荒 美香	昭和41年8月8日生	平成11年11月 住友不動産株式会社入社 平成12年1月 当社入社 平成26年4月 営業本部営業統括グループ長兼営業推進部長兼営業企画室長 平成27年4月 執行役員営業本部営業統括グループ統括部長兼営業推進部長兼業務部長 平成28年6月 取締役兼執行役員営業本部営業統括グループ統括部長兼営業推進部長兼業務部長 (現任)	(注) 4	—
取締役		信田 仁	昭和12年5月25日生	昭和36年4月 株式会社日本相互銀行 (現株式会社三井住友銀行) 入行 平成2年6月 株式会社さくら銀行 (現株式会社三井住友銀行) 取締役赤坂支店長 平成4年6月 同銀行 常務取締役 平成6年6月 株式会社太平洋銀行 頭取 平成9年6月 株式会社陽栄 代表取締役 平成16年6月 株式会社ヴィ・エム・エー (現ライベスト株式会社) 取締役 平成26年6月 当社取締役 (現任)	(注) 4	241
取締役		笠原 克美	昭和15年4月21日生	昭和42年10月 司法試験合格 昭和45年4月 判事補任官 昭和48年5月 弁護士名簿登録 (登録番号13897) 東京弁護士会入会 昭和49年5月 東京弁護士会 図書館及び会館委員会副委員長 昭和51年4月 日本弁護士連合会 本部東京都支部法律扶助審査委員 昭和52年4月 日本弁護士連合会 交通事故相談センター問題協議会委員 昭和54年4月 東京弁護士会 常議員 昭和55年4月 東京弁護士会 財務委員会副委員長 昭和61年4月 東京弁護士会 会館委員会副委員長 昭和62年4月 東京弁護士会 人権擁護委員会副委員長 昭和62年5月 財団法人日本クレジットカウンセリング協会 カウンセラー業務担当弁護士 平成11年5月 財団法人日本クレジットカウンセリング協会 評議員 平成25年4月 公益財団法人日本美術刀剣保存協会 顧問弁護士・倫理委員 (現任) 平成25年7月 公益財団法人全日本弓道連盟 監事 平成27年6月 当社取締役 (現任)	(注) 5	32

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
常勤監査役		小林 邦雄	昭和25年7月29日生	昭和44年4月 商工組合中央金庫（現株式会社商工組合中央金庫）入庫 平成7年7月 同金庫函館支店 支店長 平成10年7月 同金庫川崎支店 支店長 平成13年3月 同金庫審査第1部 上席審査役 平成14年4月 株式会社技報堂 社長室長 平成16年5月 東金属株式会社 取締役群馬工場長 平成22年6月 当社常勤監査役（現任） 平成22年6月 丸の内債権回収株式会社 監査役（現任） 平成24年5月 株式会社レーバンコミュニティ 監査役 平成24年6月 株式会社タフコ監査役（現任） 平成25年10月 タカラアセットマネジメント株式会社監査役（現任） 平成25年10月 タカラ投資顧問株式会社監査役（現任）	(注) 6	9
監査役		細川 高稔	昭和28年3月19日生	昭和51年4月 株式会社大和銀行（現株式会社りそな銀行）入行 平成8年4月 同銀行練馬支店長 平成13年11月 同銀行検査部長 平成15年5月 同銀行虎ノ門支店長 平成16年6月 株式会社極洋 常勤監査役 平成26年6月 当社監査役（現任） 平成26年6月 丸の内債権回収株式会社 監査役（現任） 平成28年5月 株式会社タカラレーベンリアルネット監査役（現任）	(注) 6	2
監査役		木村 俊治	昭和45年9月6日生	平成7年4月 レンゴー株式会社入社 平成11年10月 アクタス元監査法人（現太陽有限責任監査法人）入所 平成15年3月 公認会計士登録 平成16年7月 シナジー・キャピタル株式会社入社 平成20年11月 公認会計士木村会計事務所開設 代表（現任） 平成20年11月 株式会社プラスバリューコンサルティング設立 代表取締役（現任） 平成22年2月 税理士登録 平成28年6月 当社監査役（現任）	(注) 7	—
計						26,664

- (注) 1. 取締役信田仁及び笠原克美の両氏は社外取締役であります。
2. 監査役小林邦雄、細川高稔及び木村俊治の3氏は社外監査役であります。
3. 取締役高荒美香氏の戸籍上の氏名は、中川美香であります。
4. 平成28年6月27日開催の定時株主総会の終結のときから2年間
5. 平成27年6月24日開催の定時株主総会の終結のときから2年間
6. 平成26年6月23日開催の定時株主総会の終結のときから4年間
7. 平成28年6月27日開催の定時株主総会の終結のときから4年間

ロ. 当該体制を採用する理由

当社は、業務の意思決定及びその執行を監督・監査し、当社グループ全体のリスク管理、コンプライアンスの徹底及び内部統制の向上を図る一方で、迅速な意思決定を行うことができる体制を確保するため、上記のような体制を採用しております。

ハ. 内部統制システムの整備の状況

当社は、「内部統制基本規程」を設け、当社及び連結子会社、並びに持分法適用会社の業務の適正を確保する内部統制の基本整備、運用、評価、更新及びこれらに付帯する基本的事項と手続きについて定めております。

ニ. リスク管理体制の整備の状況

ア) リスク管理体制

当社は、代表取締役社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、経営全般に係るあらゆるリスクの検証と報告、及びこれらのリスクの回避や低減のために実施すべき施策や管理についての協議、又は決定を行い、内部統制強化と財務報告を含む運営全般に係る不祥事やコンプライアンス欠如等の防止を徹底しており、またその小委員会として「事業戦略」、「財務」、「IT・事務」、「コンプライアンス」といった夫々の委員会を必要に応じ設けることにより、個別のリスク管理に応じた積極的な提案がなされる体制を構築しております。さらに、各小委員会での協議内容は、「コンプライアンス委員会規程」に基づき、適宜「コンプライアンス委員会」にて報告、検証をし、その内容に応じ取締役会への報告をすることで、リスク発生を想定した上での迅速な意思決定システムを構築しております。

イ) 反社会的勢力への対策

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、断固とした姿勢で対応することを基本方針として、顧問弁護士の指導のもと、暴力団排除活動に積極的に参加しております。また所轄警察署及び顧問弁護士等の外部専門機関と連携し、反社会的勢力に対する体制を整備しております。反社会的勢力による被害を防止するため、平素より、警察署や関係機関が開催する反社会的勢力に関するセミナー等に参加する等情報の収集に努めております。

また、取引先等に対しては「反社会的勢力との絶縁に関する覚書」の取り交わしをお願いするか、或いは各種契約書類内に「反社会的勢力排除条項」を盛り込む等し、反社会的勢力排除に向けた対策を徹底して実践しております。

② 内部監査及び監査役監査の状況

当社の内部監査及び監査役監査の組織は、内部監査の充実及び強化を図るため、社長直属の独立室として内部監査室（2名）を設置しております。また、内部監査規程を制定し、内部監査の計画の立案及び実施にあたっては、監査役監査、会計監査人監査との調整を充分に行い、各機能の効率的運用が図られる体制としております。また、監査役は、内部監査人が実施する業務監査に同行し立ち会った上で、監査内容を確認し適宜意見聴取を行う等、実効性と効率性のある監査体制を築くよう努めております。

なお、監査役木村俊治氏は公認会計士、税理士の資格を持ち、会計事務所の代表を務める等税務・会計の分野に長年携わっており、またその他の監査役はいずれも金融機関において支店長や部長職を務めた経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

③ 会計監査の状況

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、桐川聡氏及び金子勝彦氏であり、太陽有限責任監査法人に所属しております。桐川聡氏の継続監査年数は4年、金子勝彦氏の継続監査年数は2年であります。また、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士8名、その他4名でした。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には特別の利害関係はありません。また、業務執行社員は一定期間を超えて関与することのないような措置をとっております。同監査法人とは監査契約書を締結し、当該契約書に基づいた報酬の支払いをしております。

当社と会計監査人太陽有限責任監査法人は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

④ 社外取締役及び社外監査役

当社は、社外取締役を2名選任しており、また、当社の監査役3名は、全員が社外監査役であります。

当社においては、社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準を定めており、当社と人的関係及び取引関係等を有していないこと、及び東京証券取引所が定める独立性の要件を満たし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないこと、ならびに金融機関をはじめとする各企業での豊富な経験や実績を有すること、又は税務・会計・法律等の各専門分野において幅広い知識・見解を有していること等を基準としております。

なお、当社は、社外取締役信田仁氏との間で顧問契約を締結し、社外の客観的な立場から経営全般に亘る指導・助言を受けておりましたが、日常の経営意思決定には関与しておらず、現在は顧問契約を終了しております。また、当社は、社外取締役笠原克美氏が代表を務める弁護士笠原克美ライムライト法律事務所と法律顧問契約を締結し、法律上の問題又は紛争について指導・助言を受けておりましたが、現在は法律顧問契約を終了しております。また、社外監査役木村俊治氏は、木村会計事務所の代表及び株式会社プラスバリューコンサルティングの代表取締役であり、当社は、同氏と内部統制評価業務に関する業務委託契約を締結し、同社と会計経理に関する業務委託契約を締結しておりましたが、現在はいずれも終了しております。その他の社外監査役と当社との間には、人的関係及び取引関係等はありません。

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び社外監査役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、当該取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）又は社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がない場合に限り、法令が規定する最低責任限度額としております。

社外監査役は、取締役会をはじめとする重要な会議に出席するとともに、その立場から必要に応じた意見を述べる等、取締役の業務執行状況を常に監査・監督しております。常勤監査役については、社内に精通し経営に対する理解が深く、監査の環境整備及び社内の情報収集に積極的に努め、かつ、内部統制システムの構築及び運用の状況を日常的に監視し、客観的な意見表明、助言を行っており、十分に経営の適正性が保たれているものと判断しております。

社外取締役による監督又は社外監査役による監査と、内部監査、監査役監査及び会計監査との連携状況については、社外取締役は定期的に内部監査室から報告を受け、また適宜監査役及び会計監査人からの報告を受けることにより、現状と課題を把握し、取締役会にて発言することとしており、また社外監査役は、内部監査室及び会計監査人との連携を図りつつ、監査役会が定めた監査方針、監査計画等に従い、取締役会その他重要会議への出席、重要書類の閲覧、職務執行状況の聴取、重要拠点の監査を実施しております。

なお、社外監査役は、内部監査人が実施する業務監査に同行し立ち会った上で、監査内容を確認し適宜意見聴取を行っており、また、会計監査人が適正な監査を行っているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況等について、報告・説明を受け、各種財務諸表等の監査を行っており、実効性と効率性のある監査体制を築くよう努めております。

⑤ 役員報酬等

イ. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	383	256	126	—	—	8
監査役 (社外監査役を除く。)	—	—	—	—	—	—
社外役員	33	33	—	—	—	5

ロ. 報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額等

氏名	役員区分	会社区分	報酬等の種類別の額（百万円）				報酬等の総額 （百万円）
			基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
村山 義男	取締役	提出会社	133	—	—	—	133

ハ. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社の役員報酬の決定に際しては、当社が持続的な成長を図っていくために、業績拡大及び企業価値向上に対する報奨として有効に機能することを目指しております。また、報酬額の水準につきましては、同業他社及び同規模の企業と比較の上、当社の業績に見合った水準を設定し、業績等に対する各取締役の貢献度に基づき報酬の額を決定しております。

⑥ 株式の保有状況

イ. 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額
12銘柄 353百万円

ロ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

前事業年度
特定投資株式

銘柄	株式数（株）	貸借対照表計上額(百万円)	保有目的
(株)筑波銀行	141,000	54	取引関係等の円滑化のため
(株)武蔵野銀行	10,000	40	取引関係等の円滑化のため
(株)東日本銀行	80,000	30	取引関係等の円滑化のため
(株)りそなホールディングス	20,000	11	取引関係等の円滑化のため
(株)東京T Yフィナンシャルグループ	1,000	3	取引関係等の円滑化のため

当事業年度
特定投資株式

銘柄	株式数（株）	貸借対照表計上額(百万円)	保有目的
(株)筑波銀行	141,000	42	取引関係等の円滑化のため
(株)武蔵野銀行	10,000	28	取引関係等の円滑化のため
(株)東日本銀行	80,000	21	取引関係等の円滑化のため
(株)りそなホールディングス	20,000	8	取引関係等の円滑化のため
(株)東京T Yフィナンシャルグループ	1,000	2	取引関係等の円滑化のため

⑦ 取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨定款に定めております。

⑧ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款で定めております。

⑨ 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

イ. 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。これは、機動的な資本政策の遂行を可能とすることを目的とするものであります。

ロ. 中間配当

当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当をすることができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能とすることを目的とするものであります。

ハ. 取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役の責任免除について、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できることを目的とするものであります。

⑩ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	34	—	35	—
連結子会社	1	—	1	—
計	35	—	36	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査法人に対する監査報酬については、監査体制、監査日数等を勘案し監査役との協議のうえ、監査役会にて決定しております。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）の財務諸表について、太陽有限責任監査法人により監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、セミナー等へ参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※2 26,281	※2 28,515
受取手形及び売掛金	※2 933	※2 963
販売用不動産	※2, ※3 4,901	※2, ※3 4,073
仕掛販売用不動産	※2 30,444	※2, ※3 36,134
未成工事支出金	244	116
繰延税金資産	189	62
その他	※2 4,362	5,924
貸倒引当金	△37	△38
流動資産合計	67,319	75,753
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	10,490	14,725
減価償却累計額	△3,619	△3,516
建物及び構築物 (純額)	※2, ※3 6,870	※2, ※3 11,209
機械装置及び運搬具	4,248	13,399
減価償却累計額	△377	△996
機械装置及び運搬具 (純額)	※2 3,870	※2 12,402
工具、器具及び備品	220	152
減価償却累計額	△188	△117
工具、器具及び備品 (純額)	※2 31	※2, ※3 35
土地	※2, ※3 18,758	※2, ※3 24,750
リース資産	230	243
減価償却累計額	△75	△114
リース資産 (純額)	154	129
建設仮勘定	※2 725	※2 710
有形固定資産合計	30,412	49,237
無形固定資産		
のれん	1,123	1,006
リース資産	82	76
その他	※2 421	※2 428
無形固定資産合計	1,627	1,512
投資その他の資産		
投資有価証券	223	※1 379
長期貸付金	55	49
繰延税金資産	46	60
その他	※1 2,042	※1 2,728
貸倒引当金	△6	△22
投資その他の資産合計	2,361	3,195
固定資産合計	34,400	53,945
繰延資産	18	45
資産合計	101,738	129,744

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	10,023	12,037
短期借入金	※2 4,742	※2 7,412
1年内償還予定の社債	200	—
1年内返済予定の長期借入金	※2 10,378	※2 12,410
リース債務	108	93
未払法人税等	1,928	1,113
前受金	4,146	3,110
賞与引当金	265	297
完成工事補償引当金	150	330
繰延税金負債	—	786
その他	2,857	5,267
流動負債合計	34,800	42,859
固定負債		
長期借入金	※2 33,235	※2 50,147
社債	—	200
リース債務	148	131
役員退職慰労引当金	29	32
退職給付に係る負債	255	307
資産除去債務	20	21
繰延税金負債	813	555
その他	1,245	1,811
固定負債合計	35,748	53,207
負債合計	70,549	96,066
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,819	4,819
資本剰余金	4,817	4,817
利益剰余金	26,251	29,011
自己株式	△4,806	△5,100
株主資本合計	31,081	33,548
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	30	△11
その他の包括利益累計額合計	30	△11
新株予約権	77	140
純資産合計	31,189	33,677
負債純資産合計	101,738	129,744

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
売上高	76,956	76,268
売上原価	※1 58,645	※1 58,433
売上総利益	18,311	17,835
販売費及び一般管理費	※2 9,053	※2 10,272
営業利益	9,257	7,563
営業外収益		
受取利息	3	3
受取配当金	4	4
受取手数料	112	93
持分法による投資利益	5	65
預り金精算益	48	—
雑収入	58	96
営業外収益合計	233	262
営業外費用		
支払利息	892	996
雑損失	59	121
営業外費用合計	951	1,117
経常利益	8,540	6,708
特別利益		
固定資産売却益	※3 0	—
投資有価証券売却益	16	—
負ののれん発生益	82	—
特別利益合計	99	—
特別損失		
固定資産除却損	※4 30	—
減損損失	※5 0	—
投資有価証券評価損	9	—
工事補償損失	—	252
訴訟関連損失	※6 20	—
特別損失合計	61	252
税金等調整前当期純利益	8,577	6,456
法人税、住民税及び事業税	1,973	1,508
法人税等調整額	886	639
法人税等合計	2,859	2,148
当期純利益	5,718	4,308
親会社株主に帰属する当期純利益	5,718	4,308

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
当期純利益	5,718	4,308
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	26	△42
その他の包括利益合計	※1 26	※1 △42
包括利益	5,744	4,266
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	5,744	4,266

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	4,819	4,817	21,623	△4,179	27,080
当期変動額					
剰余金の配当			△624		△624
親会社株主に帰属する当期純利益			5,718		5,718
連結範囲の変動			92		92
自己株式の取得				△1,217	△1,217
自己株式の処分		2		29	32
自己株式の消却		△560		560	—
利益剰余金から資本剰余金への振替		557	△557		—
持分法の適用範囲の変動					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	4,628	△627	4,001
当期末残高	4,819	4,817	26,251	△4,806	31,081

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	4	4	53	27,138
当期変動額				
剰余金の配当				△624
親会社株主に帰属する当期純利益				5,718
連結範囲の変動				92
自己株式の取得				△1,217
自己株式の処分				32
自己株式の消却				—
利益剰余金から資本剰余金への振替				—
持分法の適用範囲の変動				—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	26	26	24	50
当期変動額合計	26	26	24	4,051
当期末残高	30	30	77	31,189

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	4,819	4,817	26,251	△4,806	31,081
当期変動額					
剰余金の配当			△886		△886
親会社株主に帰属する当期純利益			4,308		4,308
連結範囲の変動					—
自己株式の取得				△970	△970
自己株式の処分		55		36	92
自己株式の消却		△640		640	—
利益剰余金から資本剰余金への振替		584	△584		—
持分法の適用範囲の変動			△78		△78
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	2,760	△293	2,466
当期末残高	4,819	4,817	29,011	△5,100	33,548

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	30	30	77	31,189
当期変動額				
剰余金の配当				△886
親会社株主に帰属する当期純利益				4,308
連結範囲の変動				—
自己株式の取得				△970
自己株式の処分				92
自己株式の消却				—
利益剰余金から資本剰余金への振替				—
持分法の適用範囲の変動				△78
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△42	△42	63	20
当期変動額合計	△42	△42	63	2,487
当期末残高	△11	△11	140	33,677

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	8,577	6,456
減価償却費	717	1,192
減損損失	0	—
のれん償却額	46	117
負ののれん発生益	△82	—
引当金の増減額 (△は減少)	△19	232
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	25	51
受取利息及び受取配当金	△8	△7
株式報酬費用	55	155
支払利息	892	996
固定資産除却損	30	—
有形固定資産売却損益 (△は益)	△0	—
投資有価証券評価損益 (△は益)	9	—
投資有価証券売却損益 (△は益)	△16	—
売上債権の増減額 (△は増加)	△484	△30
営業貸付金の増減額 (△は増加)	73	33
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△911	△2,600
仕入債務の増減額 (△は減少)	△10,717	2,013
前受金の増減額 (△は減少)	73	△1,036
その他	△1,979	△1,756
小計	△3,716	5,817
利息及び配当金の受取額	8	7
利息の支払額	△1,014	△1,032
法人税等の支払額	△3,433	△2,364
営業活動によるキャッシュ・フロー	△8,155	2,428
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△32	△135
定期預金の払戻による収入	27	176
短期貸付金の増減額 (△は増加)	16	4
有形固定資産の取得による支出	△7,681	△19,739
有形固定資産の売却による収入	1	16
無形固定資産の取得による支出	△19	△23
投資有価証券の取得による支出	△1	△200
投資有価証券の売却による収入	56	—
関係会社株式の売却による収入	—	84
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	※3 △732	—
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	※3 375	—
その他	△8	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	△7,998	△19,816

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	1,687	2,670
長期借入れによる収入	22,349	41,201
長期借入金の返済による支出	△15,778	△22,256
社債の発行による収入	—	200
社債の償還による支出	△30	△200
リース債務の返済による支出	△73	△96
自己株式の取得による支出	△1,217	△970
配当金の支払額	△624	△884
財務活動によるキャッシュ・フロー	6,314	19,663
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△9,840	2,275
現金及び現金同等物の期首残高	35,954	26,114
現金及び現金同等物の期末残高	※1 26,114	※1 28,390

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 11社

連結子会社名

株式会社レーベンコミュニティ
タカラアセットマネジメント株式会社
株式会社タカラレーベン東北
株式会社タカラレーベンリアルネット
株式会社タカラプロパティ
タカラ投資顧問株式会社
株式会社タフコ
株式会社日興建設
株式会社日興プロパティ
株式会社住宅情報館
丸の内債権回収株式会社

平成28年1月4日付で当社の連結子会社である株式会社日興建設は、同社を分割会社として、新設分割により株式会社日興プロパティを設立し、分割の対価として株式会社日興建設が取得した株式会社日興プロパティの株式を平成28年2月1日付で当社が取得したことに伴い、株式会社日興プロパティを連結の範囲に含めております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

① 非連結子会社の名称

タカラレーベン・インフラ投資法人

② 連結の範囲から除いた理由

タカラレーベン・インフラ投資法人は、支配が一時的であるため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 1社

会社名

株式会社サンウッド

株式会社アズパートナーズについては保有株式の一部を売却したため、持分法適用の範囲から除外しております。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社

① 非連結子会社の名称

タカラレーベン・インフラ投資法人

② 持分法を適用しない理由

タカラレーベン・インフラ投資法人は、支配が一時的であり、かつ、当期純利益及び利益剰余金等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であるため、持分法の適用から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

a. 満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)

b. その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

- ② たな卸資産
個別法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産(リース資産を除く)
定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備除く)は定額法によっております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|-----------|-------|
| 建物及び構築物 | 3～50年 |
| 機械装置及び運搬具 | 4～17年 |
- ② 無形固定資産(リース資産を除く)
自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。
- ③ リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- ④ 長期前払費用
定額法を採用しております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金
債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。
- ③ 完成工事補償引当金
自社施工建築物等の引渡後の瑕疵による損失及び補償サービス費用に備えるため、過去の自社施工建築物に係る補修費等の実績を基準として計上しております。
- ④ 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程(内規)に基づき当連結会計年度末における要支給額を計上しております。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- (5) のれんの償却方法及び償却期間
のれんの償却については、10年間の均等償却を行っております。
ただし、金額の僅少なものについては発生年度に一括で償却しております。
- (6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
手許現金、随時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。
- (7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項
消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。また、資産に係る控除対象外消費税等については、発生連結会計年度の期間費用としております。

(会計方針の変更)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、
「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)
及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結財務諸表に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前連結会計年度については、連結財務諸表の組替えを行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる連結財務諸表に与える影響はありません。

(未適用の会計基準等)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)

(1) 概要

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」は、日本公認会計士協会における税効果会計に関する会計上の実務指針及び監査上の実務指針(会計処理に関する部分)を企業会計基準委員会に移管するに際して、企業会計基準委員会が、当該実務指針のうち主に日本公認会計士協会監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」において定められている繰延税金資産の回収可能性に関する指針について、企業を5つに分類し、当該分類に応じて繰延税金資産の計上額を見積るという取扱いの枠組みを基本的に踏襲した上で、分類の要件及び繰延税金資産の計上額の取扱いの一部について必要な見直しを行ったもので、繰延税金資産の回収可能性について、「税効果会計に係る会計基準」(企業会計審議会)を適用する際の指針を定めたものであります。

(分類の要件及び繰延税金資産の計上額の取扱いの見直し)

- ・ (分類1) から (分類5) に係る分類の要件をいずれも満たさない企業の取扱い
- ・ (分類2) 及び (分類3) に係る分類の要件
- ・ (分類2) に該当する企業におけるスケジューリング不能な将来減算一時差異に関する取扱い
- ・ (分類3) に該当する企業における将来の一時差異等加減算前課税所得の合理的な見積可能期間に関する取扱い
- ・ (分類4) に係る分類の要件を満たす企業が (分類2) 又は (分類3) に該当する場合の取扱い

(2) 適用予定日

平成28年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(連結貸借対照表関係)

※1 非連結子会社及び関連会社に対するものは次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
投資有価証券	－百万円	200百万円
投資その他の資産 その他(関連会社株式)	881	748

※2 担保に供している資産及びこれに対応する債務は以下のとおりであります。

(1) 担保に供している資産

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
現金及び預金	21百万円	28百万円
受取手形及び売掛金	409	150
販売用不動産	592	1,151
仕掛販売用不動産	23,876	33,490
その他(流動資産)	267	－
建物及び構築物	5,805	9,981
機械装置及び運搬具	3,070	10,704
工具、器具及び備品	0	0
土地	14,489	20,310
建設仮勘定	549	23
その他(無形固定資産)	224	224
計	49,307	76,065

(2) 上記に対する債務

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
短期借入金	3,032百万円	3,820百万円
1年内返済予定の長期借入金	5,296	11,749
長期借入金	31,667	46,310
計	39,996	61,880

※3 資産の保有目的の変更

前連結会計年度(平成27年3月31日)

保有不動産の一部を開発及び賃貸から転売へ保有目的を変更したことに伴い、当連結会計年度において建物及び構築物252百万円、土地445百万円を販売用不動産に振替えております。

当連結会計年度(平成28年3月31日)

保有不動産の一部を開発及び賃貸から転売へ保有目的を変更したことに伴い、当連結会計年度において建物及び構築物638百万円、工具、器具及び備品0百万円、土地1,495百万円を販売用不動産及び仕掛販売用不動産に振替えております。

4 偶発債務（保証債務）

当社顧客の金融機関からの借入に対する保証債務

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
顧客住宅ローンに関する抵当権設定登記完了までの金融機関等に対する連帯保証債務	12,073百万円	8,168百万円
計	12,073	8,168

- 5 当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため金融機関23社（前連結会計年度14社）と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりです。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
当座貸越極限度額及び貸出コミットメントの総額	8,213百万円	17,716百万円
借入実行残高	4,683	8,444
差引額	3,529	9,271

(連結損益計算書関係)

- ※1 期末たな卸高は収益性の低下に伴う、簿価切下げ後（洗替）の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
	△151百万円	△138百万円

- ※2 販売費に属する費用のおおよその割合は前連結会計年度46%、当連結会計年度41%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前連結会計年度54%、当連結会計年度59%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
広告宣伝費	2,781百万円	2,641百万円
販売促進費	1,394	1,391
給料手当	1,560	1,849
賞与引当金繰入額	320	353
退職給付費用	57	78
役員退職慰労引当金繰入額	3	5
貸倒引当金繰入額	17	16

※3 固定資産売却益の内訳は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
機械装置及び運搬具	0百万円	－百万円
計	0	－

※4 固定資産除却損の内訳は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
建物及び構築物	30百万円	－百万円
工具、器具及び備品	0	－
計	30	－

※5 減損損失

前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

当社グループは、当連結会計年度において、遊休資産の時価下落により、以下の資産又は資産グループについて減損損失 (0百万円) を計上しております。

用途	種類	場所	金額 (百万円)
遊休資産	土地	神奈川県足柄下郡箱根町	0
合計			0

また、科目別の内訳は、土地0百万円であります。

当社グループは、遊休資産については個別の物件単位にグルーピングを行っております。

回収可能額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額は不動産鑑定士による鑑定評価額等を基準に評価しております。

当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

※6 訴訟関連損失

前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

訴訟関連損失は、当社に提起されていた訴訟に関する和解金20百万円であります。

当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

(連結包括利益計算書関係)

※1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	42百万円	△42百万円
組替調整額	△16	－
税効果調整前	26	△42
税効果額	－	－
その他有価証券評価差額金	26	△42
その他の包括利益合計	26	△42

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成26年4月1日至平成27年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度 末株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1	130,000,000	—	2,000,000	128,000,000
合計	130,000,000	—	2,000,000	128,000,000
自己株式				
普通株式(注)2,3	15,974,807	2,668,500	2,112,000	16,531,307
合計	15,974,807	2,668,500	2,112,000	16,531,307

(注) 1. 普通株式の発行済株式総数の減少2,000,000株は、取締役会決議による自己株式の消却による減少であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加2,668,500株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加であります。

3. 普通株式の自己株式の株式数の減少2,112,000株は、ストック・オプションの行使による減少112,000株及び取締役会決議による自己株式の消却による減少2,000,000株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	77
	合計	—	—	—	—	—	77

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月23日 定時株主総会	普通株式	399	3.5	平成26年3月31日	平成26年6月24日
平成26年10月27日 取締役会	普通株式	225	2	平成26年9月30日	平成26年12月9日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月24日 定時株主総会	普通株式	445	利益剰余金	4	平成27年3月31日	平成27年6月25日

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度 末株式数(株)
発行済株式				
普通株式 (注) 1	128,000,000	—	2,000,000	126,000,000
合計	128,000,000	—	2,000,000	126,000,000
自己株式				
普通株式 (注) 2, 3	16,531,307	1,531,000	2,124,000	15,938,307
合計	16,531,307	1,531,000	2,124,000	15,938,307

(注) 1. 普通株式の発行済株式総数の減少2,000,000株は、取締役会決議による自己株式の消却による減少であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加1,531,000株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加であります。

3. 普通株式の自己株式の株式数の減少2,124,000株は、ストック・オプションの行使による減少124,000株及び取締役会決議による自己株式の消却による減少2,000,000株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	140
合計		—	—	—	—	—	140

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月24日 定時株主総会	普通株式	445	4	平成27年3月31日	平成27年6月25日
平成27年10月26日 取締役会	普通株式	440	4	平成27年9月30日	平成27年12月8日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月27日 定時株主総会	普通株式	990	利益剰余金	9	平成28年3月31日	平成28年6月28日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
現金及び預金勘定	26,281百万円	28,515百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△166	△125
現金及び現金同等物	26,114	28,390

2 重要な非資金取引の内容

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
保有不動産の保有目的の変更により固定資産から販売用不動産及び仕掛販売用不動産に振替えた金額	697百万円	2,134百万円

※3 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

株式の取得により新たに連結子会社となった会社の連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式の取得価額と株式取得のための支出(純増)との関係は次の通りです。

(1) 株式会社タカラレーベン東北

流動資産	278百万円
固定資産	5
のれん	82
流動負債	△325
固定負債	△40
新規連結子会社株式の取得価額	0
新規連結子会社株式の 現金及び現金同等物	△18
差引: 新規連結子会社株式の取得 による収入	18

(2) 株式会社タカラレーベンリアルネット

流動資産	50百万円
固定資産	298
流動負債	△133
固定負債	△122
負ののれん	△82
新規連結子会社株式の取得価額	10
新規連結子会社株式の 現金及び現金同等物	△37
差引: 新規連結子会社株式の取得 による収入	27

(3) 株式会社日興建設	
流動資産	653百万円
固定資産	570
のれん	707
流動負債	△1,355
固定負債	△559
新規連結子会社株式の取得価額	16
新規連結子会社株式の 現金及び現金同等物	△346
差引：新規連結子会社株式の取得 による収入	329
(4) 株式会社住宅情報館	
流動資産	643百万円
固定資産	2,291
のれん	380
流動負債	△317
固定負債	△1,951
新規連結子会社株式の取得価額	1,047
新規連結子会社株式の 現金及び現金同等物	△314
差引：新規連結子会社株式の取得 による支出	732

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）
該当事項はありません。

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引 (借主側)

(1) 所有権移転ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

(ア) 有形固定資産

統括業務施設(「建物及び構築物」、「工具、器具及び備品」)であります。

(イ) 無形固定資産

ソフトウェアであります。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

(ア) 有形固定資産

統括業務施設における工具、器具及び備品及び車両運搬具であります。

(イ) 無形固定資産

ソフトウェアであります。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
1年内	51	57
1年超	94	92
合計	146	150

(金融商品関係)

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、販売計画に照らして、必要な資金を銀行等金融機関から調達しております。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

長期貸付金は、主に顧客に対する貸付であり、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に営業取引に係る資金調達であり、返済及び償還期間は主として3年以内であります。借入金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、営業債権については、各事業部門並びに管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

また、顧客に対して長期貸付金を有しております。回収に問題が生じた場合は、督促状等を発送するとともに回収状況について経理部長に報告されることになっております。

② 市場リスク(金利等の変動リスク)の管理

当社グループは、投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

借入金については、各金融機関ごとの借入金利の一覧表を作成し、金利状況をモニタリングしております。また、営業債務及び借入金等は、当社財務部にて資金計画表を作成する等の方法により資金管理をしております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行出来なくなるリスク)の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき財務部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（注）2. 参照）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	26,281	26,281	—
(2) 受取手形及び売掛金	933	933	—
(3) 投資有価証券	162	162	—
(4) 長期貸付金	55		
貸倒引当金 (※)	△6		
	49	49	—
資産計	27,426	27,426	—
(1) 支払手形及び買掛金	10,023	10,023	—
(2) 短期借入金	4,742	4,742	—
(3) 1年内償還予定の 社債	200	198	△1
(4) リース債務 (流動)	108	108	—
(5) 長期借入金 (1年内 返済予定の長期借入金 を含む)	43,613	43,621	7
(6) リース債務 (固定)	148	137	△10
負債計	58,836	58,832	△4

(※) 長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらはすべて株式であり、その時価については取引所の価格によっております。

(4) 長期貸付金

長期貸付金は、回収状況に問題のある貸付先に対しては、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。また、その他一般の貸付先については、元利金の合計額を、新規に同様の貸付を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しておりますが、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 1年内償還予定の社債

元利金の合計額を、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(4) リース債務（流動）、(6) リース債務（固定）

これらの時価は、元利金の合計額を、新規にリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 長期借入金（1年以内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額61百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	26,281	—	—	—
受取手形及び売掛金	933	—	—	—
長期貸付金（注）	—	12	18	17
合計	27,214	12	18	17

（注）長期貸付金のうち、破産更生債権等、償還予定額が見込めない7百万円は含めておりません。

4. 短期借入金、社債、長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	4,742	—	—	—	—	—
社債	200	—	—	—	—	—
長期借入金	10,378	14,089	6,903	839	3,172	8,230
リース債務	108	75	34	29	8	—
合計	15,428	14,165	6,938	868	3,181	8,230

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、販売計画に照らして、必要な資金を銀行等金融機関から調達しております。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

長期貸付金は、主に顧客に対する貸付であり、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に営業取引に係る資金調達であり、返済及び償還期間は主として3年以内であります。借入金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権については、各事業部門並びに管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

また、顧客に対して長期貸付金を有しております。回収に問題が生じた場合は、督促状等を発送するとともに回収状況について経理部長に報告されることになっております。

② 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

借入金については、各金融機関ごとの借入金利の一覧表を作成し、金利状況をモニタリングしております。また、営業債務及び借入金等は、当社財務部にて資金計画表を作成する等の方法により資金管理をしております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行出来なくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき財務部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（注）2. 参照）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	28,515	28,515	—
(2) 受取手形及び売掛金	963		
貸倒引当金 (※)	△10		
	952	952	—
(3) 投資有価証券	120	120	—
(4) 長期貸付金	49		
貸倒引当金 (※)	△12		
	37	37	—
資産計	29,626	29,626	—
(1) 支払手形及び買掛金	12,037	12,037	—
(2) 短期借入金	7,412	7,412	—
(3) リース債務 (流動)	93	93	—
(4) 長期借入金 (1年内 返済予定の長期借入金 を含む)	62,558	62,679	120
(5) 社債	200	192	△7
(6) リース債務 (固定)	131	124	△7
負債計	82,433	82,540	106

(※) 個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらはすべて株式であり、その時価については取引所の価格によっております。

(4) 長期貸付金

長期貸付金は、回収状況に問題のある貸付先に対しては、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。また、その他一般の貸付先については、元利金の合計額を、新規に同様の貸付を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しておりますが、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) リース債務（流動）、(6) リース債務（固定）

これらの時価は、元利金の合計額を、新規にリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(4) 長期借入金（1年以内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 社債

元利金の合計額を、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額259百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	28,515	—	—	—
受取手形及び売掛金	963	—	—	—
長期貸付金（注）	—	10	16	11
合計	29,479	10	16	11

（注）長期貸付金のうち、破産更生債権等、償還予定額が見込めない10百万円は含めておりません。

4. 短期借入金、長期借入金、社債及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	7,412	—	—	—	—	—
長期借入金	12,410	18,026	6,797	3,881	5,683	15,758
社債	—	—	—	—	200	—
リース債務	93	52	46	25	6	0
合計	19,916	18,079	6,844	3,906	5,889	15,759

(有価証券関係)

前連結会計年度(平成27年3月31日)

1. その他有価証券

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	(1) 株式	152	118	34
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	152	118	34
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないも の	(1) 株式	10	13	△3
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	10	13	△3
合計		162	131	30

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額61百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自平成26年4月1日至平成27年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	56	16	—

3. 保有目的を変更した有価証券

該当事項はありません。

4. 減損処理を行った有価証券

当連結会計年度において、投資有価証券(その他有価証券)について9百万円減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30~50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

当連結会計年度（平成28年3月31日）

1. その他有価証券

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	(1) 株式	30	27	3
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	30	27	3
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないも の	(1) 株式	89	104	△14
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	89	104	△14
合計		120	131	△11

(注) 非上場株式（連結貸借対照表計上額59百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）
該当事項はありません。

3. 保有目的を変更した有価証券

従来、関係会社株式として計上していた株式会社アズパートナーズについて、保有株式の一部売却により保有目的をその他有価証券に変更しております。この変更により、投資有価証券が6百万円増加しております。

4. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社グループは、確定給付型の制度として退職一時金制度を、また、確定拠出型の制度として中小企業退職金共済制度を併用しております。

なお、当社グループが有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	220百万円	255百万円
退職給付費用	68	91
退職給付の支払額	△36	△31
中小企業退職金共済制度への拠出額	△6	△8
新規連結による増加額	10	-
退職給付に係る負債の期末残高	255	307

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	353百万円	407百万円
中小企業退職金共済制度による支給見込額	△97	△99
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	255	307

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前連結会計年度68百万円 当連結会計年度91百万円

3. 確定拠出制度

当社グループの中小企業退職金共済制度への要拠出額は、前連結会計年度6百万円、当連結会計年度8百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
販売費及び一般管理費	55	155

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回B種新株予約権	第2回B種新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名 当社執行役員 1名	当社取締役 7名 当社執行役員 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注) 1, 2	普通株式 130,000株	普通株式 120,400株
付与日	平成24年7月9日	平成25年5月14日
権利確定条件	原則として当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降。	原則として当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降。
対象勤務期間	権利確定日を合理的に予測することが困難なため、対象勤務期間はないものとみなしております。	権利確定日を合理的に予測することが困難なため、対象勤務期間はないものとみなしております。
権利行使期間	自 平成24年7月10日 至 平成64年7月9日	自 平成25年5月15日 至 平成65年5月14日

	第3回B種新株予約権	第4回A種新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名 当社執行役員 2名	当社取締役 7名 当社執行役員 3名
株式の種類別のストック・オプションの数(注) 1, 2	普通株式 129,200株	普通株式 124,000株
付与日	平成26年5月13日	平成27年5月12日
権利確定条件	原則として当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降。	権利確定条件は付与されておりません。
対象勤務期間	権利確定日を合理的に予測することが困難なため、対象勤務期間はないものとみなしております。	対象勤務期間は定めておりません。
権利行使期間	自 平成26年5月14日 至 平成66年5月13日	自 平成27年5月13日 至 平成67年5月12日

	第4回B種新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名 当社執行役員 3名
株式の種類別のストック・オプションの数(注) 1, 2	普通株式 133,600株
付与日	平成27年7月14日
権利確定条件	原則として当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降。
対象勤務期間	権利確定日を合理的に予測することが困難なため、対象勤務期間はないものとみなしております。
権利行使期間	自 平成27年7月15日 至 平成67年7月14日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 平成25年7月1日付で1株につき4株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成28年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	第1回B種 新株予約権	第2回B種 新株予約権	第3回B種 新株予約権	第4回A種 新株予約権	第4回B種 新株予約権
権利確定前 (株)					
前連結会計年度末	130,000	120,400	129,200	—	—
付与	—	—	—	124,000	133,600
失効	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	124,000	—
未確定残	130,000	120,400	129,200	—	133,600
権利確定後 (株)					
前連結会計年度末	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	124,000	—
権利行使	—	—	—	124,000	—
失効	—	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—	—

(注) 平成25年7月1日付で1株につき4株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

②単価情報

	第1回B種 新株予約権	第2回B種 新株予約権	第3回B種 新株予約権	第4回A種 新株予約権	第4回B種 新株予約権
権利行使価格 (円)	1	1	1	1	1
行使時平均株価 (円)	—	—	—	720	—
付与日における公正な 評価単価 (円)	128	306	186	748	472

(注) 権利行使価格は、1株当たりの金額を記載しております。なお、平成25年7月1日付株式分割（1株につき4株の割合）による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された第4回新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

①使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

②主な基礎数値及び見積方法

	第4回A種新株予約権	第4回B種新株予約権
株価変動性（注）1	52.9%	52.3%
予想残存期間（注）2	0.0028年	18.3年
予想配当（注）3	6円/株	6円/株
無リスク利率（注）4	0.067%	1.064%

（注）1. [A種新株予約権]

平成25年5月13日から平成27年5月11日までの株価実績に基づき算定しております。

[B種新株予約権]

平成13年11月16日から平成27年7月13日までの株価実績に基づき算定しております。

2. [A種新株予約権]

新株予約権割当日から権利行使期間開始日までの期間を使用しております。

[B種新株予約権]

新株予約権者の予想残存勤務年数の加重平均値を使用しております。

3. 平成27年3月期の配当実績によっております。

4. [A種新株予約権]

予想残存期間が非常に短いため、無担保コール翌日物金利の平均値を使用しております。

[B種新株予約権]

予想残存期間に対応する期間の国債利回りに基づき算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金損金算入限度超過額	89百万円	95百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額	87	76
販売用不動産評価損否認	93	45
会員権評価損否認	41	38
退職給付に係る負債損金算入限度超過額	85	98
役員退職慰労引当金損金算入限度超過額	10	11
減価償却損金算入限度超過額	90	46
電話加入権評価損否認	1	1
減損損失否認	412	300
繰延消費税等	13	25
未払事業税等	139	78
仕掛不動産仕損否認	12	—
投資有価証券強制評価減否認	43	41
資産除去債務否認	16	19
税務繰延資産	134	145
完成工事補償引当金損金算入限度超過額	49	52
繰越欠損金	573	396
新株予約権	25	43
訴訟関連損失否認	6	—
工事補償損失否認	—	77
その他	17	5
繰延税金資産小計	1,944	1,597
評価性引当額	△1,250	△954
繰延税金資産合計	694	643
繰延税金負債		
特別償却準備金認定損	△1,245	△1,851
連結上の未実現損失の消去に係る税効果	△26	△9
繰延税金負債合計	△1,272	△1,861
繰延税金資産(△は負債)の純額	△577	△1,217

(注) 前連結会計年度及び当連結会計年度における繰延税金資産(△は負債)の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
流動資産－繰延税金資産	189百万円	62百万円
固定資産－繰延税金資産	46	60
流動負債－繰延税金負債	—	786
固定負債－繰延税金負債	813	555

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
法定実効税率 (調整)	35.6%	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。
評価性引当金の増減	△1.7	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.0	
税率変更による期末繰延税金負債の減額修正	△0.8	
のれん償却額	0.2	
負ののれん発生益	△0.3	
その他	0.0	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.3	

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.3%から平成28年4月1日に開始する連結会計年度及び平成29年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については30.9%に、平成30年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.6%となります。

この税率変更により、繰延税金負債の金額(繰延税金資産の金額を控除した金額)は64百万円減少し、法人税等調整額は64百万円減少しております。

(資産除去債務関係)

当社グループは、貸事務所用土地の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

なお、本社事務所等の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務については、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(賃貸等不動産関係)

当社及び一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル（土地を含む。）及び賃貸用のマンション等を有しております。前連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は721百万円（賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）、減損損失は0百万円（特別損失に計上）であります。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は952百万円（賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
連結貸借対照表計上額		
期首残高	18,088	23,774
期中増減額	5,686	9,672
期末残高	23,774	33,447
期末時価	25,336	34,366

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 期中増減額のうち、前連結会計年度の主な増加額は不動産取得（4,082百万円）、連結範囲の増加（2,536百万円）であり、主な減少額は販売用不動産への振替（697百万円）、減価償却費（297百万円）であります。当連結会計年度の主な増加額は不動産取得（12,225百万円）であり、主な減少額は販売用不動産及び仕掛販売用不動産への振替（2,134百万円）、減価償却費（363百万円）であります。

3. 期末の時価は、社外の不動産鑑定士による鑑定評価額等に基づく金額によっております。

4. 建設中の資産については、時価を把握することが極めて困難であるため、上表には含めておりません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、マンション分譲を中心に事業活動をしております。なお、「不動産販売事業」、「不動産賃貸事業」、「不動産管理事業」を報告セグメントとしております。

「不動産販売事業」は、主に新築分譲マンション、戸建分譲、リニューアルマンション等を行っております。

「不動産賃貸事業」は、事務所及び居住用マンション等の賃貸事業、「不動産管理事業」は、マンションの管理等を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、棚卸資産の評価基準を除き、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

棚卸資産の評価については、収益性の低下に基づく簿価切下げ後の価額で評価しております。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	不動産販売 事業	不動産賃貸 事業	不動産管理 事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	66,907	2,898	2,978	72,784	4,172	76,956
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	89	13	103	701	805
計	66,907	2,988	2,991	72,887	4,874	77,762
セグメント利益	7,983	668	142	8,794	593	9,387
セグメント資産	39,538	24,985	371	64,895	8,598	73,494
セグメント負債	45,631	14,345	365	60,343	8,596	68,939
その他の項目						
減価償却費	96	273	3	373	304	678
支払利息	572	211	-	784	78	862
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	73	6,526	28	6,628	3,929	10,557

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、建設の請負事業、修繕工事事業、メガソーラー事業等を含んでおります。

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	不動産販売 事業	不動産賃貸 事業	不動産管理 事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	63,383	4,307	3,362	71,052	5,215	76,268
セグメント間の内部売上高 又は振替高	129	12	159	301	413	715
計	63,512	4,319	3,521	71,354	5,629	76,983
セグメント利益	6,450	652	97	7,200	664	7,865
セグメント資産	45,292	34,714	373	80,381	17,873	98,255
セグメント負債	47,336	24,478	571	72,386	18,288	90,674
その他の項目						
減価償却費	109	383	6	499	682	1,182
支払利息	526	267	—	794	164	958
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	41	12,560	2	12,604	10,100	22,705

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、建設の請負事業、修繕工事事業、マガゾーラー事業等を含んでおります。

4. 報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

（単位：百万円）

売上高	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	72,887	71,354
「その他」の区分の売上高	4,874	5,629
セグメント間取引消去	△805	△715
連結財務諸表の売上高	76,956	76,268

（単位：百万円）

利益	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	8,794	7,200
「その他」の区分の利益	593	664
セグメント間取引消去	△83	△184
のれんの償却額	△46	△117
連結財務諸表の営業利益	9,257	7,563

（単位：百万円）

資産	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	64,895	80,381
「その他」の区分の資産	8,598	17,873
本社管理部門に対する債務の相殺消去	△1,017	△2,492
全社資産（注）	29,261	33,981
連結財務諸表の資産合計	101,738	129,744

（注）全社資産は、報告セグメントに帰属しない資産であります。主なものは、現金及び預金、管理部門にかかる資産及び繰延税金資産等であります。

（単位：百万円）

負債	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	60,343	72,386
「その他」の区分の負債	8,596	18,288
本社管理部門に対する債務の相殺消去	△909	△1,699
全社負債（注）	2,519	7,092
連結財務諸表の負債合計	70,549	96,066

（注）全社負債は、報告セグメントに帰属しない負債であります。主なものは、借入金等であります。

（単位：百万円）

その他の項目	報告セグメント計		その他		調整額		連結財務諸表計上額	
	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度	当連結会計年度
減価償却費	373	499	304	682	39	9	717	1,192
のれんの償却額	—	—	—	—	46	117	46	117
支払利息	784	794	78	164	33	39	896	998
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	6,628	12,604	3,929	10,100	1,321	50	11,879	22,756

（注）有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、報告セグメントに配分していないのれんの発生額、本社建物等の設備投資額及びセグメント間取引の消去額であります。

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：百万円）

	不動産販売事業	不動産賃貸事業	不動産管理事業	その他	全社・消去	合計
減損損失	-	0	-	-	-	0

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：百万円）

	不動産販売事業	不動産賃貸事業	不動産管理事業	その他	全社・消去	合計
当期償却額	-	-	-	-	46	46
当期末残高	-	-	-	-	1,123	1,123

（注）全社・消去の金額は、報告セグメントに帰属しない全社ののれんに係る償却額及び未償却残高であります。

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	不動産販売事業	不動産賃貸事業	不動産管理事業	その他	全社・消去	合計
当期償却額	-	-	-	-	117	117
当期末残高	-	-	-	-	1,006	1,006

（注）全社・消去の金額は、報告セグメントに帰属しない全社ののれんに係る償却額及び未償却残高であります。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

金額的重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
1株当たり純資産額	279円11銭	304円71銭
1株当たり当期純利益金額	50円61銭	38円99銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	50円44銭	38円82銭

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益金額 (百万円)	5,718	4,308
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益金額 (百万円)	5,718	4,308
期中平均株式数 (千株)	112,990	110,491
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額 (百万円)	—	—
普通株式増加数 (千株)	381	482
(うち新株予約権 (千株))	(381)	(482)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	—

(重要な後発事象)

(資産の譲渡)

当社は、平成28年4月4日にタカラレーベン・インフラ投資法人との間で、当社が保有するメガソーラー発電施設を譲渡する旨の売買契約を締結し、平成28年6月2日に譲渡いたしました。

1. 譲渡の理由

当社は、平成27年5月11日に公表しております中期経営計画の重点施策の一つに、インフラファンド市場への早期上場を掲げ、準備を進めて参りました。平成28年4月4日に、株式会社東京証券取引所の上場承認が得られ、同年6月2日にインフラファンド市場への上場を果たしております。この度の譲渡は、タカラレーベン・インフラ投資法人の上場及び成長サポートを目的として行ったものです。

2. 譲渡資産の内容及び譲渡前の用途

メガソーラー発電施設10物件

3. 譲渡する相手会社の名称

タカラレーベン・インフラ投資法人

4. 譲渡の時期

譲渡実行日 平成28年6月2日

5. 譲渡価格

7,870百万円 (10物件の総額)

(株式報酬型ストックオプションの発行)

当社は、平成28年4月11日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役及び執行役員に対して株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを決議し、平成28年5月10日に付与いたしました。

なお、ストックオプション制度の詳細については「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (9) ストックオプション制度の内容」に記載しております。

(自己株式の取得)

当社は、平成28年5月9日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得すること及びその具体的な取得方法について決議いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由

株主価値の増大に繋がる資本効率の向上策として実行するものです。

2. 自己株式取得に関する取締役会の決議内容

① 取得する株式の種類

当社普通株式

② 取得し得る株式の総数

2,000,000株 (上限)

(発行済株式総数 (自己株式を除く) に対する割合1.81%)

③ 取得する期間

平成28年5月10日から平成29年3月31日まで

④ 株式の取得価額の総額

1,500百万円 (上限)

⑤ 取得の方法

株式会社東京証券取引所における市場買付

3. 有価証券報告書提出日の属する月の前月末現在における取得状況

① 取得した株式の種類

当社普通株式

② 取得した株式の総数

940,300株

③ 株式の取得価額の総額

687百万円

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
		平成年月日					平成年月日
㈱住宅情報館	第5回無担保社債 (注) 1	23. 1. 25	50 (50)	—	0.99	なし	28. 1. 25
㈱住宅情報館	第6回無担保社債 (注) 1	23. 1. 25	100 (100)	—	0.99	なし	28. 1. 25
㈱住宅情報館	第7回無担保社債 (注) 1	23. 1. 27	50 (50)	—	1.03	なし	28. 1. 27
㈱住宅情報館	第8回無担保社債	28. 1. 27	—	50	0.57	なし	33. 1. 27
㈱住宅情報館	第9回無担保社債	28. 1. 27	—	100	0.56	なし	33. 1. 27
㈱住宅情報館	第10回無担保社債	28. 1. 29	—	50	0.61	なし	33. 1. 29
合計	—	—	200 (200)	200	—	—	—

(注) 1. () 内書は、1年以内の償還予定額であります。

2. 連結決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
—	—	—	—	200

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	4,742	7,412	1.15	—
1年以内に返済予定の長期借入金	10,378	12,410	1.45	—
1年以内に返済予定のリース債務	108	93	2.37	—
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	33,235	50,147	1.32	平成29年4月～ 平成58年2月
リース債務 (1年以内に返済予定のものを除く。)	148	131	1.04	平成29年4月～ 平成33年7月
合計	48,612	70,196	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているものを除いて算定しております。

3. 長期借入金及びリース債務 (1年以内に返済予定のものを除く。) の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	18,026	6,797	3,881	5,683
リース債務	52	46	25	6

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	9,199	26,536	34,452	76,268
税金等調整前四半期(当期)純利益金額又は四半期純損失金額(△)(百万円)	△532	1,359	303	6,456
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益金額又は親会社株主に帰属する四半期純損失金額(△)(百万円)	△410	875	190	4,308
1株当たり四半期(当期)純利益金額又は四半期純損失金額(△)(円)	△3.69	7.89	1.72	38.99

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額(△)(円)	△3.69	11.63	△6.22	37.41

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※1 23,768	※1 25,364
売掛金	※1,※3 110	※1,※3 303
未収入金	※3 140	※3 1,113
販売用不動産	※1,※2 4,892	※1,※2 4,007
仕掛販売用不動産	※1 30,108	※1,※2 35,062
前渡金	1,721	2,323
前払費用	1,003	1,307
短期貸付金	3	3
関係会社短期貸付金	270	334
繰延税金資産	139	—
その他	※1,※3 944	※3 871
貸倒引当金	△17	△11
流動資産合計	63,085	70,681
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1,※2 5,009	※1,※2 8,317
構築物	※1 193	※1,※2 657
機械及び装置	※1 3,864	※1 12,398
工具、器具及び備品	※1 14	※1,※2 12
土地	※1,※2 16,506	※1,※2 21,846
リース資産	108	82
建設仮勘定	※1 725	※1 697
有形固定資産合計	26,423	44,013
無形固定資産		
借地権	※1 224	※1 224
ソフトウェア	49	42
リース資産	62	61
その他	0	0
無形固定資産合計	336	329
投資その他の資産		
投資有価証券	184	353
関係会社株式	2,292	2,521
出資金	2	2
会員権	15	15
敷金及び保証金	343	385
長期貸付金	55	49
関係会社長期貸付金	331	797
長期未収入金	※3 157	※3 135
その他	137	929
貸倒引当金	△234	△209
投資その他の資産合計	3,285	4,979
固定資産合計	30,044	49,322
資産合計	93,130	120,003

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	8,088	8,378
買掛金	※3 1,371	※3 3,180
短期借入金	※1 4,443	※1 6,603
1年内返済予定の長期借入金	※1 10,112	※1 12,138
リース債務	71	74
未払金	※3 1,118	※3 4,098
未払費用	101	120
未払法人税等	1,808	880
前受金	4,065	2,941
預り金	※3 333	※3 325
前受収益	17	18
賞与引当金	180	191
完成工事補償引当金	150	330
繰延税金負債	—	786
その他	63	0
流動負債合計	31,926	40,068
固定負債		
長期借入金	※1 30,800	※1 46,639
預り敷金及び保証金	739	1,292
リース債務	115	84
退職給付引当金	165	196
資産除去債務	20	21
繰延税金負債	796	537
その他	4	3
固定負債合計	32,643	48,776
負債合計	64,569	88,844
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,819	4,819
資本剰余金		
資本準備金	4,817	4,817
資本剰余金合計	4,817	4,817
利益剰余金		
利益準備金	92	92
その他利益剰余金		
特別償却準備金	2,592	4,163
別途積立金	14,681	14,681
繰越利益剰余金	6,258	7,552
利益剰余金合計	23,624	26,490
自己株式	△4,806	△5,100
株主資本合計	28,454	31,027
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	28	△8
評価・換算差額等合計	28	△8
新株予約権	77	140
純資産合計	28,560	31,158
負債純資産合計	93,130	120,003

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
売上高		
不動産売上高	66,818	※1 62,790
不動産賃貸収入	※1 1,353	※1 1,505
その他の収益	※1 647	※1 1,200
売上高合計	68,819	65,496
売上原価		
不動産売上原価	※1 51,097	※1 48,276
不動産賃貸原価	※1 713	※1 833
その他の原価	※1 334	※1 874
売上原価合計	52,145	49,983
売上総利益	16,673	15,512
販売費及び一般管理費	※1, ※2 7,889	※1, ※2 8,366
営業利益	8,783	7,145
営業外収益		
受取利息	※1 13	※1 27
受取配当金	※1 70	※1 70
受取手数料	111	88
雑収入	※1 58	※1 71
営業外収益合計	253	258
営業外費用		
支払利息	869	945
雑損失	30	88
営業外費用合計	899	1,034
経常利益	8,137	6,369
特別利益		
投資有価証券売却益	16	—
関係会社株式売却益	—	78
特別利益合計	16	78
特別損失		
固定資産除却損	30	—
減損損失	0	—
投資有価証券評価損	9	—
訴訟関連損失	20	—
工事補償損失	—	252
特別損失合計	61	252
税引前当期純利益	8,092	6,195
法人税、住民税及び事業税	1,776	1,192
法人税等調整額	914	666
法人税等合計	2,690	1,859
当期純利益	5,401	4,336

【売上原価明細書】

1. 不動産売上原価

		前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)		当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
仕入土地代	2, 3	14,860	29.1	14,839	30.7
外注建築費		35,413	69.3	32,716	67.8
その他		823	1.6	721	1.5
不動産売上原価		51,097	100.0	48,276	100.0

(注) 1. 原価計算の方法は個別原価計算によっております。

2. 前事業年度の仕入土地代には、たな卸資産評価損△151百万円が含まれております。

3. 当事業年度の仕入土地代には、たな卸資産評価損△138百万円が含まれております。

2. 不動産賃貸原価

		前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)		当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
租税公課		135	18.9	143	17.3
減価償却費		247	34.7	304	36.6
維持管理費		330	46.4	384	46.1
不動産賃貸原価		713	100.0	833	100.0

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
						特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	4,819	4,817	—	4,817	92	691	12,681	5,940	19,405
当期変動額									
特別償却準備金の積立						2,199		△2,199	—
特別償却準備金の取崩						△298		298	—
別途積立金の積立							2,000	△2,000	—
剰余金の配当								△624	△624
当期純利益								5,401	5,401
自己株式の取得									
自己株式の処分			2	2					
自己株式の消却			△560	△560					
利益剰余金から資本剰余金への振替			557	557				△557	△557
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	1,900	2,000	318	4,218
当期末残高	4,819	4,817	—	4,817	92	2,592	14,681	6,258	23,624

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△4,179	24,863	4	4	53	24,920
当期変動額						
特別償却準備金の積立		—				—
特別償却準備金の取崩		—				—
別途積立金の積立		—				—
剰余金の配当		△624				△624
当期純利益		5,401				5,401
自己株式の取得	△1,217	△1,217				△1,217
自己株式の処分	29	32				32
自己株式の消却	560	—				—
利益剰余金から資本剰余金への振替		—				—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			24	24	24	48
当期変動額合計	△627	3,591	24	24	24	3,640
当期末残高	△4,806	28,454	28	28	77	28,560

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
					特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	4,819	4,817	—	4,817	92	2,592	14,681	6,258	23,624
当期変動額									
特別償却準備金の積立						1,965		△1,965	—
特別償却準備金の取崩						△394		394	—
別途積立金の積立									—
剰余金の配当								△886	△886
当期純利益								4,336	4,336
自己株式の取得									
自己株式の処分			55	55					
自己株式の消却			△640	△640					
利益剰余金から資本剰余金への振替			584	584				△584	△584
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	1,571	—	1,294	2,865
当期末残高	4,819	4,817	—	4,817	92	4,163	14,681	7,552	26,490

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△4,806	28,454	28	28	77	28,560
当期変動額						
特別償却準備金の積立		—				—
特別償却準備金の取崩		—				—
別途積立金の積立		—				—
剰余金の配当		△886				△886
当期純利益		4,336				4,336
自己株式の取得	△970	△970				△970
自己株式の処分	36	92				92
自己株式の消却	640	—				—
利益剰余金から資本剰余金への振替		—				—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△37	△37	63	25
当期変動額合計	△293	2,572	△37	△37	63	2,598
当期末残高	△5,100	31,027	△8	△8	140	31,158

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 満期保有目的の債券
償却原価法（定額法）
- (2) 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法
- (3) その他有価証券
時価のあるもの
決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
時価のないもの
移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

3. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備除く）は定額法によっております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3～50年
機械及び装置	17年
- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
- (3) リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金
債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。
- (3) 完成工事補償引当金
自社施工建築物等の引渡後の瑕疵による損失及び補償サービス費用に備えるため、過去の自社施工建築物に係る補修費等の実績を基準として計上しております。
- (4) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。また、資産に係る控除対象外消費税等については、発生事業年度の期間費用としております。

(会計方針の変更)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の財務諸表に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる財務諸表に与える影響はありません。

(表示方法の変更)

(単体簡素化に伴う財務諸表等規則第127条の適用及び注記の免除等に係る表示方法の変更)

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、有形固定資産等明細表、引当金明細表については、財務諸表等規則第127条第1項に定める様式に基づいて作成しております。

また、財務諸表等規則第127条第2項に掲げる各号の注記については、各号の会社計算規則に掲げる事項の注記に変更しております。

当該表示方法の変更により影響を受ける主な項目に係る前事業年度における金額は以下のとおりであります。

(貸借対照表関係)

前事業年度まで各資産科目に対する控除科目として独立掲記しておりました有形固定資産に対する減価償却累計額は、各資産の金額から直接控除し、その控除残高を各資産の金額として以下のとおり表示しております。

なお、財務諸表等規則第26条に定める減価償却累計額を直接控除した場合の注記については、同条第2項により、記載を省略しております。

	組替前	組替後
建物	7,885百万円	—
減価償却累計額	△2,876百万円	—
建物(純額)	5,009百万円	5,009百万円
構築物	273百万円	—
減価償却累計額	△79百万円	—
構築物(純額)	193百万円	193百万円
機械及び装置	4,197百万円	—
減価償却累計額	△332百万円	—
機械及び装置(純額)	3,864百万円	3,864百万円
工具、器具及び備品	135百万円	—
減価償却累計額	△121百万円	—
工具、器具及び備品(純額)	14百万円	14百万円
リース資産	166百万円	—
減価償却累計額	△57百万円	—
リース資産(純額)	108百万円	108百万円

(貸借対照表関係)

※1 担保に供している資産及びこれに対応する債務は以下のとおりであります。

(1) 担保に供している資産

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
現金及び預金	21百万円	28百万円
売掛金	46	150
販売用不動産	598	1,134
仕掛販売用不動産	23,876	32,601
その他(流動資産)	297	—
建物	4,481	7,816
構築物	149	418
機械及び装置	3,068	10,702
工具、器具及び備品	0	0
土地	12,741	18,153
建設仮勘定	549	15
借地権	224	224
計	46,056	71,245

(2) 上記に対する債務

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
短期借入金	2,733百万円	3,014百万円
1年内返済予定の長期借入金	5,175	11,596
長期借入金	29,440	42,934
計	37,349	57,544

※2 資産の保有目的の変更

前事業年度(平成27年3月31日)

保有不動産の一部を開発及び賃貸から転売へ保有目的を変更したことに伴い、当事業年度において建物252百万円、土地445百万円を販売用不動産に振替えております。

当事業年度(平成28年3月31日)

保有不動産の一部を開発及び賃貸から転売へ保有目的を変更したことに伴い、当事業年度において建物599百万円、構築物6百万円、工具、器具及び備品0百万円、土地1,426百万円を販売用不動産及び仕掛販売用不動産に振替えております。

※3 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
短期金銭債権	100百万円	310百万円
長期金銭債権	157	135
短期金銭債務	65	103

4 偶発債務（保証債務）

当社顧客及び関係会社の金融機関からの借入に対する保証債務

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
顧客住宅ローンに関する抵当権設定登記完了までの金融機関等に対する連帯保証債務	12,073百万円	8,168百万円
株式会社 タフコ	165	93
株式会社 タカラレーベン東北	—	731
株式会社 日興建設	—	176
計	12,239	9,169

5 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため金融機関22社（前事業年度14社）と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりです。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
当座貸越極限度額及び貸出コミットメントの総額	8,213百万円	16,190百万円
借入実行残高	4,683	7,956
差引額	3,529	8,233

（損益計算書関係）

※1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
営業取引による取引高		
売上高	58百万円	174百万円
仕入高	1,361	555
営業取引以外の取引高	120	99

※2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度53%、当事業年度50%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度47%、当事業年度50%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
広告宣伝費	2,736百万円	2,537百万円
販売手数料	56	194
販売促進費	1,390	1,412
給料手当	1,145	1,204
賞与引当金繰入額	267	259
退職給付費用	35	40
減価償却費	96	109

(有価証券関係)
 前事業年度(平成27年3月31日)
 子会社株式及び関連会社株式

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
関連会社株式	646	610	△36
合計	646	610	△36

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

区分	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	1,634
関連会社株式	12

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

当事業年度(平成28年3月31日)
 子会社株式及び関連会社株式

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
関連会社株式	646	538	△108
合計	646	538	△108

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

区分	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	1,875

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金損金算入限度超過額	59百万円	59百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額	81	67
販売用不動産評価損否認	93	45
会員権評価損否認	38	36
退職給付引当金損金算入限度超過額	53	60
減価償却損金算入限度超過額	87	43
減損損失否認	410	298
繰延消費税等	13	21
未払事業税等	128	58
仕掛不動産仕損否認	12	—
投資有価証券強制評価減否認	43	41
資産除去債務否認	9	10
税務繰延資産	134	145
完成工事補償引当金損金算入限度超過額	49	52
新株予約権	25	43
訴訟関連損失否認	6	—
工事補償損失否認	—	77
繰延税金資産小計	1,247	1,060
評価性引当額	△658	△532
繰延税金資産合計	588	527
繰延税金負債		
特別償却準備金認定損	△1,245	△1,851
繰延税金負債合計	△1,245	△1,851
繰延税金資産(△は負債)の純額	△656	△1,323

(注) 前事業年度及び当事業年度における繰延税金資産(△は負債)の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
流動資産－繰延税金資産	139百万円	—百万円
流動負債－繰延税金負債	—	786
固定負債－繰延税金負債	796	537

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
法定実効税率 (調整)	35.6%	33.1%
評価性引当金の増減	△1.5	△1.6
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2	0.2
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.2	△0.5
住民税均等割	0.1	0.1
税率変更による期末繰延税金負債の減額修正	△0.9	△1.1
その他	△0.1	△0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.2	30.0

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.3%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.9%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.6%となります。

この税率変更により、繰延税金負債の金額(繰延税金資産の金額を控除した金額)は67百万円減少し、法人税等調整額は67百万円減少しております。

(重要な後発事象)

(資産の譲渡)

当社は、平成28年4月4日にタカラレーベン・インフラ投資法人との間で、当社が保有するメガソーラー発電施設を譲渡する旨の売買契約を締結し、平成28年6月2日に譲渡いたしました。

1. 譲渡の理由

当社は、平成27年5月11日に公表しております中期経営計画の重点施策の一つに、インフラファンド市場への早期上場を掲げ、準備を進めて参りました。平成28年4月4日に、株式会社東京証券取引所の上場承認が得られ、同年6月2日にインフラファンド市場への上場を果たしております。この度の譲渡は、タカラレーベン・インフラ投資法人の上場及び成長サポートを目的として行ったものです。

2. 譲渡資産の内容及び譲渡前の使途

メガソーラー発電施設10物件

3. 譲渡する相手会社の名称

タカラレーベン・インフラ投資法人

4. 譲渡の時期

譲渡実行日 平成28年6月2日

5. 譲渡価格

7,870百万円(10物件の総額)

(株式報酬型ストックオプションの発行)

当社は、平成28年4月11日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役及び執行役員に対して株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを決議し、平成28年5月10日に付与いたしました。

なお、ストックオプション制度の詳細については「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(9) ストックオプション制度の内容」に記載しております。

(自己株式の取得)

当社は、平成28年5月9日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得すること及びその具体的な取得方法について決議いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由

株主価値の増大に繋がる資本効率の向上策として実行するものです。

2. 自己株式取得に関する取締役会の決議内容

① 取得する株式の種類

当社普通株式

② 取得し得る株式の総数

2,000,000株(上限)

(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合1.81%)

③ 取得する期間

平成28年5月10日から平成29年3月31日まで

④ 株式の取得価額の総額

1,500百万円(上限)

⑤ 取得の方法

株式会社東京証券取引所における市場買付

3. 有価証券報告書提出日の属する月の前月末現在における取得状況

① 取得した株式の種類

当社普通株式

② 取得した株式の総数

940,300株

③ 株式の取得価額の総額

687百万円

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	当期末 残高	減価償却 累計額	期 末 取得原価
有形 固定資産	建物	5,009	4,214	599	306	8,317	2,650	10,968
	構築物	193	520	6	49	657	121	778
	機械及び装置	3,864	9,157	—	623	12,398	956	13,355
	工具、器具及び備品	14	8	3	7	12	63	76
	土地	16,506	6,790	1,450	—	21,846	—	21,846
	リース資産	108	8	—	34	82	91	174
	建設仮勘定	725	669	697	—	697	—	697
	計	26,423	21,368	2,757	1,020	44,013	3,883	47,897
無形 固定資産	借地権	224	—	—	—	224	—	—
	ソフトウェア	49	14	—	21	42	—	—
	リース資産	62	40	—	40	61	—	—
	その他	0	0	0	—	0	—	—
	計	336	55	0	61	329	—	—

(注) 当期増加の主な内容は収益物件及び発電設備の取得であり、その主要な内訳は以下のとおりであります。

建物	収益物件の取得	4,198百万円
構築物	発電設備の取得	503百万円
機械及び装置	発電設備の取得	9,157百万円
土地	収益物件の取得	6,617百万円
	発電設備の取得	172百万円
建設仮勘定	収益物件の取得	282百万円
	発電設備の取得	386百万円

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金 (注)	252	221	—	252	221
賞与引当金	180	191	180	—	191
完成工事補償引当金	150	223	43	—	330

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、戻入によるものであります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日及び3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	_____
買取・買増手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合には、日本経済新聞に掲載して行う。
株主に対する特典	平成28年3月31日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載または記録された100株以上500株未満保有の株主様に、お米券1枚(1kg分)、500株以上1,000株未満保有の株主様に、お米券3枚(3kg分)、1,000株以上保有の株主様に、お米券5枚(5kg分)を贈呈いたします。

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式の買増しを請求する権利以外の権利を行使することができません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第43期）（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）平成27年6月24日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成27年6月24日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

（第44期第1四半期）（自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日）平成27年8月7日関東財務局長に提出

（第44期第2四半期）（自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日）平成27年11月6日関東財務局長に提出

（第44期第3四半期）（自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日）平成28年2月8日関東財務局長に提出

(4) 自己株券買付状況報告書

報告期間（自 平成27年6月1日 至 平成27年6月30日）平成27年7月1日関東財務局長に提出

報告期間（自 平成27年7月1日 至 平成27年7月31日）平成27年8月3日関東財務局長に提出

報告期間（自 平成27年8月1日 至 平成27年8月31日）平成27年9月1日関東財務局長に提出

報告期間（自 平成27年9月1日 至 平成27年9月30日）平成27年10月1日関東財務局長に提出

報告期間（自 平成27年10月1日 至 平成27年10月31日）平成27年11月2日関東財務局長に提出

報告期間（自 平成27年11月1日 至 平成27年11月30日）平成27年12月1日関東財務局長に提出

報告期間（自 平成27年12月1日 至 平成27年12月31日）平成28年1月4日関東財務局長に提出

報告期間（自 平成28年1月1日 至 平成28年1月31日）平成28年2月1日関東財務局長に提出

報告期間（自 平成28年2月1日 至 平成28年2月29日）平成28年3月1日関東財務局長に提出

報告期間（自 平成28年3月1日 至 平成28年3月31日）平成28年4月1日関東財務局長に提出

報告期間（自 平成28年5月1日 至 平成28年5月31日）平成28年6月2日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成28年6月27日

株式会社タカラレーベン

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 桐川 聡 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 金子 勝彦 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社タカラレーベンの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社タカラレーベン及び連結子会社の平成28年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社はメガソーラー発電施設を譲渡する旨の売買契約を締結し、平成28年6月2日に譲渡している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社タカラレーベンの平成28年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社タカラレーベンが平成28年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年6月27日

株式会社タカラレーベン

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 桐川 聡 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 金子 勝彦 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社タカラレーベンの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第44期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社タカラレーベンの平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社はメガソーラー発電施設を譲渡する旨の売買契約を締結し、平成28年6月2日に譲渡している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。